

**確かな暮らしを明日につなぎ
明るく 健やかに生きる村**

いくさか『村づくり』計画

令和2年度～6年度

**新たな発想で 未来を創り出し
人と自然が輝く いくさか**

長野県生坂村

目 次

1	計画更新にあたり	1
2	村づくりのための基本構想	2～3
3	人口及び高齢化率の状況と将来推計	3～4
4	協働による村づくりの推進	4～7
	(1) 区と行政との連絡体系の強化及び集落の活性化対策	
	(2) 協働事業の拡充及び推進	
	(3) 公の施設の管理	
5	各部会別将来計画	8～54
	◆総務部会◆	8～20
	(1) 議会運営	
	(2) 常勤特別職の配置・給与	
	(3) 財政	
	(4) 行政運営及び職員給与	
	◆住民部会◆	21～25
	(1) 村の収入・財源確保	
	(2) 社会就労センター	
	(3) 後期高齢者医療制度	
	(4) 歯科診療所	
	(5) 環境衛生	
	(6) やまなみ荘	
	(7) 結婚と子育て支援	
	◆健康福祉部会◆	25～34
	(1) 高齢者福祉	
	(2) 介護保険	
	(3) 障がい者福祉	
	(4) 福祉医療給付	
	(5) 保健医療	
	(6) 国民健康保険保健事業	
	(7) 国民健康保険税	
	(8) 3市5村医療救護訓練	
	◆振興部会◆	34～44
	(1) 土木関係	

(2) 住宅環境整備	
(3) 林務関係	
(4) 下水道事業	
(5) 簡易水道事業	
(6) 商工振興	
(7) 観光事業	
(8) 都市との交流事業	
(9) 農業振興	
(10) シルバーセンター	
(11) 災害復旧事業	
◆教育部会◆44~52
(1) 地方教育行政改革	
(2) 学校教育事業	
(3) 公民館事業	
(4) 社会人権教育・男女共同参画事業	
(5) 文化財保護事業	
(6) 保健体育事業	
(7) 各施設運営事業	
(8) 保育事業	
(9) 子ども・子育て支援事業	
◆各部会連携事業◆53~55
(1) 定住対策	
(2) 各事業横断的実践チーム『知恵の輪委員会』の設置	
(3) 集落の活性化対策	
(4) 道州制について	
(5) 集落との連携事業	
(6) まち・ひと・しごと創生法による地方創生の推進	
(7) ポイント制度	
(8) 松本山雅との連携	
(9) 特定地域づくり事業協同組合	
6 村の財政状況 (資料)56~60
(1) 普通会計の決算の状況	
(2) 財政のシミュレーション	
(3) 公債費の状況	

1 計画更新にあたり

生坂村は、「山紫水明 食と文化 癒しの郷」であり、犀川の清き流れと溪谷美の山清路、雄大な大城・京ヶ倉など、水辺と里山が織りなす風光明媚な自然に恵まれています。また、金戸山百体観音、乳房イチョウなど、多くの歴史・伝統文化とおやき、おにかけ、干し柿などの食文化の財産を背景にして、先人達の努力により守り育んできた自然・伝統との共生の精神を受け継ぎ、地域の絆を大切に心豊かな暮らしを営んでいます。

生坂村は、今年度より「生坂村第6次総合計画」を根幹に「いくさか村づくり計画」の実施計画に第2期の「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を加え、生坂村と各地区の活性化や人口減少対策などの生坂創生のために多くの事業を実施していきます。

福祉の村づくり事業は、高齢者生活福祉センターの運営、福祉輸送サービス、配食サービス、包括的支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業、障がい者の自立支援などの充実対応とともに、特定疾患のある方への見舞金新設、有償援助サービス「もりびと」により、村民相互の支え合いによる地域づくりを進め、高齢者の安全安心で健康な暮らしの継続により健康長寿を目指してまいります。

子育て支援事業は、保育園の3歳児以上と小・中学校生の給食費の無料化、北海道標津町との交流学习、出産祝金の拡充と母子手帳アプリ「いくっ子ナビ」の導入、2歳未満の乳幼児へ燃えるごみ袋の交付、結婚祝金、入学祝金、奨学金貸付などにより、次代を担う子ども達への子育て支援と教育の充実に努めてまいります。

産業振興事業は、道の駅「いくさかの郷」において、ハウス栽培等による地元農産物や山菜・きのこ類の出荷などにより農産物直売所の品揃えに努め、農業公社は農産物の品質管理向上のためにプレハブ式冷蔵庫を設置し、地元産の食材を使った料理などの提供をしていただき、特産品の開発、多様な地域の素材を活用した6次産業化を推進する「山村活性化対策事業」の実施など、農業・産業・観光振興と地域経済の活性化を図ります。

地域活性化対策等事業は、各種懇談会や子育て支援、健康づくりなどに付与するポイント制度、若者定住促進住宅の建設、生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金の拡充、Lアラート防災情報放送等のCATV文字放送システムの整備、生坂村消防団応援商品券の発行など、人口減少対策と安全安心な生活の確保、地域・村の活性化を目指すために、オール生坂で重点施策として村政運営を進めてまいります。

そして、さらなる村民の皆様との協働による村づくりの継続によりまして、第6次総合計画の将来の姿「確かな暮らしを明日につなぎ 明るく 健やかに生きる村」に向けて、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

生坂村長 藤 澤 泰 彦

2 村づくりのための基本構想 (令和2年度～令和11年度)

- ◎ 将来像 確かな暮らしを明日につなぎ
明るく 健やかに生きる村
- ◎ キャッチフレーズ 新たな発想で 未来を創り出し
人と自然が輝く いくさか

豊かな自然に囲まれ、健康に恵まれ、先人が築いた伝統を守りつつ、新たな魅力を発見・創造し、未来を担う若い世代が定着し、いつまでも楽しく暮らし続けられる安全安心な村とすることを将来の姿とします。

また、計画の全ての施策は人が礎となるものであり、当村における人口減少・少子高齢化問題は重要課題として、子育て支援・福祉の充実、産業の振興、住環境の整備、人口の維持などに努めていきます。

(1) 健やかな子どもたちが育ち学び続けられる村づくり

- 1) 子どもたちの健やかな育成を応援します〔子育て〕
- 2) 子どもを心育みます〔学校教育〕
- 3) 生涯にわたり学びの機会を提供します〔社会教育〕
- 4) 運動に親しむ環境をつくれます〔スポーツ〕
- 5) 古^{いにしえ}の遺産を学び伝えます〔歴史、伝統、文化の継承〕

(2) みんなが元気ににこにこ暮らせる村づくり

- 1) 元気な暮らしを守ります〔保健・医療・社会保障〕
- 2) 全ての人にやさしい村をつくれます〔福祉〕
- 3) 一人ひとりを大切にします〔人権尊重〕

(3) 気持ち良くゆったり暮らせる村づくり

- 1) 安心して暮らせる生活基盤をつくれます〔生活基盤の整備〕
- 2) 快適に暮らせる環境をつくれます〔住環境〕
- 3) みずみずしい潤いに満ちた環境をつくれます〔環境保護〕
- 4) あらゆる危害から村民を守ります〔安全安心〕

(4) 活気にあふれにぎわいに満ちた村づくり

- 1) 地の利を活かした農林業を発展させます〔農林業の発展〕
- 2) 村の資産を活かした商工観光を発展させます〔商工観光の発展〕

(5) みんなで元気な村づくり

- 1) 地域の全ての力を使って村づくりをしていきます〔村民主体の村政（協働）〕
- 2) 効率的で身近な行政をめざします〔行政組織〕

生坂村では、平成 21 年度に「生坂村第 5 次総合計画」を策定し、人口減少・少子高齢化を重点課題に設定し、計画的な村づくりを進めてきました。そして、平成 27 年度に作成した「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」により仕事の創出や移住促進などに取り組んできました。

第 5 次総合計画は令和 2 年 3 月で計画期間が終了したため、村の目指すべき将来像を長期的な展望のもとに「生坂村第 6 次総合計画」と第 2 期総合戦略を一体的に策定しました。

この「村づくり計画」は、第 6 次総合計画の基本構想で定められた諸政策を具体的な事業として年度ごとに計画していきます。

3 人口及び高齢化率の状況と将来推計

当村の人口は減少を続けており、昭和 55 年に 3,142 人であったものが平成 27 年には 1,843 人となり、この 35 年間で 1,299 人（41.3%）減少しています（国勢調査人口）。

なお、年齢別の構成比をみると 15 歳未満の構成比が 17.4%から 10.3%に減少し、65 歳以上の構成比が 17.7%から 40.1%に増加しており、依然少子高齢化が進んでいます。当村の高齢化率は、平成 27 年時点で 40%を超えており、長野県及び全国に比べて 10%以上高い水準にあります。

◎人口見通し

区 分	国 勢 調 査							推 計 値	
	昭和 60 年 (1985)	平成 2 年 (1990)	平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)	令和 7 年 (2025)
総人口	2,904	2,738	2,559	2,416	2,160	1,953	1,843	1,744	1,655
男性	1,415	1,334	1,265	1,197	1,066	949	888	853	813
構成比	48.7	48.7	49.4	49.5	49.4	48.6	48.2	48.9	49.1
女性	1,489	1,404	1,294	1,219	1,094	1,004	955	891	842
構成比	51.3	51.3	50.6	50.5	50.6	51.4	51.8	51.1	50.9
15歳未満	448	360	329	288	227	193	190	162	162
構成比	15.4	13.1	12.9	11.9	10.5	9.9	10.3	9.3	9.8
15～64歳	1,866	1,703	1,453	1,294	1,133	989	914	816	770
構成比	64.3	62.2	56.8	53.6	52.5	50.6	49.6	46.8	46.5
65歳以上	590	675	777	834	800	771	739	766	723
構成比	20.3	24.7	30.4	34.5	37.0	39.5	40.1	43.9	43.7

※推計値は、平成 27 年度に策定した生坂村人口ビジョンの将来推定人口です。

4 協働による村づくりの推進

地方自治において行政運営は、地域住民の意見を聞き、住民の意思に基づき行うことが基本となっています。また住民が「ボランティア活動」や「おてんま」など自主的に取り組むことにより行政が成り立っていけるものと考えます。そこで村づくりの中でもっとも重要な事は、地域、村に対して愛着と責任感を共有して、村民と行政との協働による村づくりをすることです。

村民の皆さんのご理解、ご協力をいただく中で、個人でできることは個人自ら行っていただく、個人では、できないことを家族や地域の取り組みの中で解決していただく、それでも解決できない問題は、行政と一緒に解決をしていく、つまり、自助・共助・公助を基本と考え、村民と行政が、対等な関係と信頼関係で結ばれ、それぞれの役割分担を認識し合い、協働による村づくりという共有課題に向かって、協力・連携して、実行していかなければと考えています。

そして、そのために区との連携も緊密にしていかなければと考えています。それには地区担当職員の各区3名が、区の皆さんの活動状況やご意見、ご要望を地区担当職員から随時、

報告書という形で提出させ、庁内で検討し村政に反映させています。

また行政からも、議決した案件や村の状況等に関して、区役員の皆さんと相談し、タイムリーに地区担当職員から区民の皆さんに報告をするように努めています。

さらに、平成 25 年度から村の南部・中部・北部ごと、いくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員と集落支援員）が協力体制を取れるようにし、道路整備や農地の保全など人口の減少や高齢化により困難となってきた地域の課題に対し、支援を行っています。併せて、各地域での集会や話し合いの場にも参加し、出されたご意見、ご要望を行政に反映させるとともに課題解決に向け検討していきます。地域での情報や活動状況については、各情報公開事業により随時情報発信していきます。

今後も各区が歴史、文化、伝統を活かした特色ある活動ができるよう、各区の現状を把握する中で、村民のための新たな「協働」についても検討し、その結果によりさらなる協働の村づくりを進めていきます。

（1）区と行政との連絡体系の強化及び集落の活性化対策

平成 20 年度に生坂村区振興条例により、地区担当職員（各区 3 名体制）の設置と担当職員の役割を明確にしました。これにより各区の状況や意見、要望を把握し、その内容を月 1 回庁内で検討協議を行い、迅速に対応します。

平成 20 年度から実施している区振興交付金の交付により、各区の特色を活かした運営がされるようになりました。また平成 23 年度に新設しました村独自の生坂村絆づくり支援金制度により、令和元年度までの 9 年間において地区や各種団体から申請のありました 74 事業、支援金額にして 1775 万円が採択され、協働による村づくりに活用されています。今後もさらに協働事業の推進を行うとともに、各地区の特色を活かした事業に対し支援していきます。

集落の中には人口の減少と高齢化により、機能の低下した集落がでてきています。このような集落については、地区担当職員によるサポートに加え、隣接した各区の連携及び協力体制の確立の検討が必要となっています。そこで、平成 25 年度からいくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員と集落支援員）の協力体制により、地域づくりと様々な支援の充実強化を図っています。

また、平成 26 年度から区長を集落支援員として委嘱し、協働作業などの集落点検を実施するとともに、集落の現状や課題について話し合いを促進しています。

集落再編成については、行政区の再編成などの検討が必要となってきたことから、今後も引き続き様々な機会をとらえて、ご意見を伺い検討をしていきます。なお、集落の名称

は部落として使用してきましたが、数年前から一般的に使われなくなったことにより、平成27年度から常会に名称を変更しました。

(2) 協働事業の拡充及び推進

現在実施している事業を基に、地域発 元気づくり支援金事業を積極的に取り入れ、各団体の個性を活かした事業を行い、協働事業を拡充していきます。

今年度は村申請事業で4事業、団体申請事業で2事業を申請しました。今後も引き続き、各団体の個性を活かした事業を展開していきます。

ア 現在実施している主な協働事業

- (ア) 生坂村絆づくり支援金事業
- (イ) 中山間地域農業直接支払事業
- (ウ) 環境保全事業
- (エ) 元気塾
- (オ) 配食サービス
- (カ) おてんま（道路舗装・除草等）
- (キ) 高津屋森林公園周辺整備
- (ク) 児童館・生涯学習施設（たんぽぽ）の運営
- (ケ) 子どもの安全確保
- (コ) 文化財の保護
- (サ) 多面的機能支払交付金
- (シ) 地域ぐるみでむらじゅう花ざかり事業
- (ス) 赤とんぼフェスティバル

イ 令和元年度に『地域発 元気づくり支援金事業』で行った事業

(ア) 村申請事業

- ・ 復活！生坂産「ころ柿」事業
- ・ 有機で創る元気な里づくり事業 ～スーパーぼかしを使った野菜作り～
- ・ 生き生きいくさか農業所得向上応援プログラム事業
- ・ 「自らの命は自らが守る」災害リスクマネジメント事業
- ・ 松本山雅と「共闘突破！」地域の元気をつくる事業

(イ) 団体申請事業

- ・ かあちゃんたちの「生坂ブランド」グレードアップ大作戦事業（生坂村農業公社）
- ・ Let's enjoy いくさかを五感で感じる観光事業（生坂村観光協会）

(3) 公の施設の管理

住民のコミュニティ活動の場となる村の施設や福祉施設などの公共施設のあり方を検討し、指定管理者制度によりその運営をはじめ維持管理に住民の皆さんが参画することで、利用しやすく効果的な活用を進めています。

地方自治体に対する国からの要請を受け、当村も平成 28 年度に「生坂村公共施設等総合管理計画」を策定しました。この計画に基づき公共施設の全体を把握するとともに、施設の現状や将来の課題等について、施設ごとに具体的な対応方針を定めるため令和元年度に策定した個別施設計画により、長期的な視点で総合的かつ計画的な管理を推進していきます。

5 各部会別将来計画

◆総務部会◆

(1) 議会運営

ア 議会議員の定数

議会議員の定数を、平成 17 年 5 月の改選時より 12 人から 10 人に減員し、その後の人口規模を考慮して平成 20 年 9 月の定例会で 8 人としました。

イ 議員活動

毎年実施している県、郡の議員研修会への出席や、先進地の行政視察研修を行い村の課題解決に向けた提案と議員の資質向上に努めています。平成 29 年度には選挙で 1 名の欠員になったことから議会改革検討会を立ち上げ、女性の会と共催で住民懇談会を行い、平成 30 年度には、村民に議会を知ってもらおうと学識経験者を交え、議員の勉強会や議員が答弁者となる「みんなの議会（模擬議会）」を開催しました。その結果、平成 31 年 2 月の再選挙により定数を満たすことができました。今年度は、令和 3 年 4 月の議員選挙に向け、なり手不足問題と若者の議会参加の 2 点について検討を重ね、その解決策として報酬の変更を進めていくことになりました。今後、村民の理解を深めるとともに若者との意見交換や議会の必要性・議員活動を知っていただく活動をしていきます。引き続き村政に関する課題及び村の事業について評価を行い、村民の意見・要望を反映するよう努めていきます。

また、災害時における議会の対応として災害対策本部と連携し、迅速かつ適切な支援活動を行うため、平成 26 年度に施行した「生坂村議会災害対策支援本部設置要綱」により行動しています。

ウ 議会議員の報酬

報酬については、平成 19 年度まで暫定的に 2～10%の減額と、平成 20 年度に議員報酬条例の改定を行い、それまでの暫定的な削減に比べ、手当を含めた年間の支給額は少なくなりました。しかし、議員のなり手不足問題、若者の議会参加離れの原因につながるとの観点から、令和 3 年に行われる選挙までに再検討することになりました。

議員報酬月額推移

(単位：千円)

職名	平成19年度				平成20年度 以降の条例による 議員報酬 月額
	までの条例による 議員報酬 月額	平成17年度 (8%減額)	平成18年度 (10%減額)	平成19年度 (10%減額)	
		支給額	支給額	支給額	
議長	290	267	261	261	267
副議長	217	200	196	196	200
委員長	197	182	178	178	182
議員	195	180	176	176	180

*平成21年度より議員数が減り、議員の人件費が663万円程削減しました。

(2) 常勤特別職の配置・給与

常勤の特別職は、平成19年度には法改正により助役が副村長、収入役は一般職の職員が行うことになり総務課長が会計管理者を兼ねました。平成23年度からは副村長を置かず、会計管理者を置いていましたが、平成31年4月から副村長を選任し副村長が総務課長の事務を兼ねています。

現在、常勤の特別職の給与の減額状況については、下の表のとおりです。

(単位：千円)

職名	平成19年度までの 条例による常勤特別職 報酬月額	平成18年度		平成19年度		平成20年度 条例改正により
		減率	金額	減率	金額	
		村長	775	20%	620	30%
助役	641	16%	539			
副村長	641			24%	488	547
収入役	604					
教育長	543	11%	484	12%	478	500

(条例の額の変更により、手当、退職金を含めた総額は減ることになります)

今後の期末手当額については、人事院勧告の内容により対応していきます。

(3) 財政

ア 地方交付税の動向

地方交付税においては、これまでの決算でもわかるように歳入の大半を占めており、当村は、交付税依存による財政運営と言えます。

普通交付税では、算入措置の対象である公債費の減少や平成 27 年に実施した国勢調査による人口についても減少したことから普通交付税の算定基礎そのものが縮小となっており、将来的に地方交付税は減収となる厳しい状況が予想されます。

地方交付税の状況（平成 22～30 年度実績、令和元～5 年度見込）（単位：万円）

年 度	地方交付税	増減額	(左記のうち)	
			普通交付税	増減額
平成 22 年度	12 億 4,683	4,689	11 億 3,356	6,526
平成 23 年度	12 億 3,325	▲ 1,358	10 億 9,802	▲ 3,554
平成 24 年度	11 億 5,415	▲ 7,910	10 億 3,699	▲ 6,103
平成 25 年度	11 億 8,489	3,074	10 億 4,869	1,170
平成 26 年度	11 億 4,699	▲ 3,790	10 億 1,699	▲ 3,170
平成 27 年度	11 億 9,568	4,869	10 億 6,427	4,728
平成 28 年度	11 億 7,733	▲ 1,835	10 億 4,711	▲ 1,716
平成 29 年度	11 億 2,222	▲ 5,511	9 億 8,841	▲ 5,870
平成 30 年度	11 億 0,495	▲ 1,727	9 億 8,008	▲ 833
令和元年度	11 億 3,165	2,670	9 億 8,729	721
令和 2 年度	10 億 9,000	▲ 4,165	9 億 9,000	271
令和 3 年度	11 億 0,400	1,400	9 億 9,000	0
令和 4 年度	10 億 7,800	▲ 2,600	9 億 6,500	▲ 2,500
令和 5 年度	10 億 9,200	1,400	9 億 8,000	1,500

イ 財政の状況及び取り組み

当村の財政状況は、歳入においては自主財源である地方税は減収傾向となっています。地方交付税は国の経済対策や、まち・ひと・しごと創生事業費での人口減少等特別対策による財源措置によりこれまで安定した収入が見込まれてきました。今後の見通しにおいては、人口減少等特別対策では、地方創生の「取り組みの必要度」から「取り組みの成果」に算定のウエイトが段階的にシフトされていくため、村で策定した総合戦略における各施策の目標達成に向けた実効性のある P D C A サイクルにより積極的な人口減少対策への取り組みが重要となります。また、国勢調査による人口規模の縮小や公債費算入分の減少により、年々減収していくことが見込まれます。歳出では、人口が減少しつつも、高齢者人口が多いことから、社会福祉経費などは今後も必要となり、支出の減額は見込めない状況となっています。

これらのことから、将来的には村の財政運営上、財源不足額が生じることも考えられるため、以下のとおり、取り組みを継続し実施していくこととします。

- (ア) 歳出における徹底的な見直し、削減（事業の点検、評価によるハード事業の縮小、事務事業の廃止、縮小、公共施設のLED照明推進によるコスト削減）
- (イ) 繰り上げ返済などによる公債費の適正な償還、将来的な負担を考慮した村債の発行抑制
- (ウ) 村づくり計画、その他事業計画に基づく健全、確実な事業遂行
- (エ) 財政状況の積極的な情報公開（広報いくさか、ホームページ、ICN〈生坂村コミュニケーションネットワーク〉の活用など）
- (オ) 自然災害に対応するための避難所の整備

また、平成29年度から会計方法が公会計に移行し、単式簿記から複式簿記に変わりました。この公会計への移行により、資産内容を含めて、毎年度検証できるようになったため、今まで分かりにくかった資産内容が分かりやすくなり、財政状況の健全化を進めていきます。

ウ 今後の財政見直し

歳入では、これまでの収入状況を踏まえ、地方交付税は、各算定費目や公債費算入による需要額を加味し、歳出は予想されるすべての事務事業を細節ベースで細かく積み上げ、今年度から令和6年度までの財政状況をシミュレーションした結果、今後5年間は財源不足による基金の取崩しを行わず運営できる見通しですが、各年度において、大きな余剰は見込まれていないことから不測の支出によっては、基金を繰り入れることも考えられる状況となっています。今後も、行政評価等の見直しを実施しながら、事業を進める上で必要性や緊急性を充分に見極め、持続可能な財政運営を目指していくことが重要であると考えられます。そのためにも、毎年度村政懇談会を行い、住民が真に必要な事業を見定めていきます。

※ 財政シミュレーションに関する資料は56～60ページに添付しています。

エ 過疎対策事業債

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法により実施され、この法律は有効期間が定められた時限立法となっていますが、平成28年度から令和2年度まで継続延長されることとなりました。過疎対策事業債の対象事業では、道路改良や施設整備などのハード事業をはじめ、地域医療の確保や住民の日常的な移動のための交通手段確保、集落の維持及び活性化などのソフト事業があり、今後の計画に応じて活用していきます。

（４）行政運営及び職員給与

役場の職員数については、国の財政削減の影響もあり退職者補充を行わず、平成11年度52人いた職員が平成19年度までに13名減員し39名となりました。

その後は、退職者を新規採用職員で補充し令和2年4月時点では37名となっています。今後も、定年による減員対策として新規採用を行い、福祉など住民サービスが低下しないように効率の良い内部組織構成を検討しながら、人事の活性化を図り、年齢構成のバランスを

とっていきます。

また、令和2年度から地方公務員の常勤職員、臨時、非常勤職員及び任期付職員に係る現行制度が会計年度任用職員制度に移行し、任用条件が厳格化されました。

ア 職員の給与見直し

組織の見直しとともに、職員の給与について見直し、スリム化を図ります。

また、人事院勧告により、次のように平成18年度から給与制度を改正しました。

(ア) 俸給表を8級制から6級制に改正し、事実上大幅な減額となりました。

(イ) 昇給も人事評価制度を導入し、職員の意識改革を図るとともに人材育成を図ります。

(ウ) 職員の昇給は、55歳以上昇給抑制になりました。

職員給与については、今後も人事院勧告の状況で対応していきます。

イ 村づくり推進室の活動

平成18年に村づくり推進室を設置し、村づくり計画を村民総参加の計画に近づけるため、1人でも多くの村民から村づくりについての意見を出していただくよう村政懇談会を実施し、その意見を検討し当計画に反映していきます。

令和2年3月で第5次総合計画の計画期間が終了しました。次期計画の策定にあたっては生坂村振興計画審議会に諮問し、審議会での検討・議論を約1年かけ行い令和元年11月に答申がありました。答申を基に策定された生坂村第6次総合計画により、今年度から村政運営の基本的方向と施策体系の根幹として10年間取り組んでいくこととなります。本計画では、第5次総合計画で推進してきた地域活動の基盤づくり、ボランティアの統一化、広域交流の推進、空き家の利用、廃屋対策等の事業を前進させていきます。

平成22年度に空き家バンク制度を立ち上げ、以来約40軒の所有者のご協力により空き家登録を行い、村内へ永住を希望する方に紹介しています。令和元年度までに、空き家バンク制度を利用し16世帯の方が移住しました。平成28年度に実施した空き家実態調査の情報を基に所有者へ空き家バンク制度の登録依頼や空き家の管理依頼などを行い、定住や空き家対策を進めています。

平成30年度からは、生坂村における少子高齢化及び人口流出等による人口減少の抑制と美しい集落環境を維持するため、生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金を新設し、空き家バンク制度を利用して移住者や老朽空き家の所有者に空き家の改修や解体費用などに補助をしています。

そして今年度は、お金を払って他者（業者）に依頼するのではなく、自分でリフォーム、リノベーションを行う方法（DIY）の講習会などを開催することにより、さらに空き家の活用が進められるよう取り組む予定です。

生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金

補助事業名 (対象経費)	対象者	補助率 (補助限度額)	その他要件 (全てに該当)
空き家改修事業 (改修工事費)	購入者 賃借者	1/2 (50万円 子育て 世帯は100万円)	・空き家バンクへの登録 ・対象経費10万円以上 ・村内業者利用
空き家整備事業 (片づけ費用(家財等処分委託費)等)	所有者 購入者 賃借者	1/2 (20万円)	・空き家バンクへの登録
空き家解体事業 (家屋解体工事費等)	購入者	1/2 (50万円 子育て 世帯は100万円)	・空き家バンクに登録 ・取り壊した後、戸建住宅と すること
老朽空き家対策事業 (危険な空き家の解体除却費等)	所有者及び 相続人	1/2 (50万円)	・老朽化して危険な空き家 ・住宅建て替えのための解体 工事ではないもの

平成23年度から実施している村独自の生坂村絆づくり支援金制度により、協働事業の推進を行うとともに、各地区の特色を活かした事業に対し支援していきます。

また、人口の減少と高齢化により道路整備や農地の保全など、困難となる集落が出てきていることから、平成25年度からいくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員と集落支援員）の協力体制による地域づくりと様々な支援の充実強化を図り、平成26年度からは区長が集落支援員を兼任した活動を進めています。

ウ 職員資質の向上

職員の資質向上・意識改革についても、自己能力を100%引き出すため研修センター等の研修会への参加や県との人事交流事業により、職員の資質向上を行い、地方分権に対応できる人材の育成に努めるとともに、人事評価制度を平成23年度から本格導入しました。この評価結果の給与への反映により、意欲ある人材の育成に努めていきます。

エ 住民対応の充実

多様化する住民ニーズに対応し、住民が必要とする事業について、積極的に国・県と協議し事業推進を行っていきます。窓口の対応についても、迅速かつ親切な対応に心がけ、住民の満足の向上を図っていきます。

オ 行政のスリム化

財政規模の動向に合わせて、長期的な展望の中で公営企業・公益法人なども含めた定数を定め、効率的かつ弾力的な人員配置を検討します。

カ 行政改革のさらなる推進

平成 13 年度から行政改革を行い、人件費で 1 億 2,300 万円、物件費の経常的経費で 4,100 万円（平成 18 年度には電算の更新が 4,000 万円かかりましたので増えています。）程削減しました。また、平成 20 年 3 月に制定した条例により複数年の契約ができるようになりましたので、公共施設の管理に関する委託料及びコピー機などの賃貸借契約について、消費税の増税に対するコストを抑えることができました。今後も発注体系の検討及び職員の節約意識の高揚等を図るとともに、行政改革に関する集中改革プランを基に、さらなる改革を断行します。

これに加え、平成 19 年度より実施してきた事務事業評価の実施内容の見直しを、今年度行い、事業の費用対効果についての検証方法や、事業対象者の現状を把握する仕組みを構築して、住民が必要とする事業を見定めていきます。

また、平成 26 年度から電算システムの経費の削減を図ることを目的として、市町村電算システム共同化委員会に参加し、平成 29 年度の切替えからは、10 年間の累積経費で約 49% 程度の経費の節減を目指します。

年度別決算状況（普通会計・人件費及び物件費）

【単位：万円】

項目 年度	人件費 (前年度 比)	物件費 (前年度 比)								
			賃金	旅費	交際 費	需用費	役務費	備品 購入	委託料	その他
17	33,320	23,867	4,433	315	35	6,213	1,182	168	9,629	1,892
	(▲4,894)	(▲2,923)	(1,828)	(▲3)	(▲36)	(▲525)	(▲96)	(▲111)	(▲3,003)	(▲977)
18	35,160	27,507	4,434	349	23	6,427	1,039	272	13,122	1,841
	(1,840)	(3,640)	(1)	(34)	(▲12)	(214)	(▲143)	(104)	(3,493)	(▲51)
19	36,131	25,620	4,282	244	37	6,705	972	489	10,765	2,126
	(971)	(▲1,887)	(▲152)	(▲105)	(14)	(278)	(▲67)	(217)	(▲2,357)	(285)
20	35,413	26,869	4,635	194	31	7,091	962	647	11,058	2,251
	(▲718)	(1,249)	(353)	(▲50)	(▲6)	(386)	(▲10)	(158)	(293)	(125)
21	34,360	32,020	5,509	201	24	6,768	1,232	1,237	15,052	1,997
	(▲1,053)	(5,151)	(874)	(7)	(▲7)	(▲323)	(270)	(590)	(3,994)	(▲254)
22	34,186	32,300	5,926	176	22	6,369	1,127	1,868	14,387	2,425
	(▲174)	(280)	(417)	(▲25)	(▲2)	(▲399)	(▲105)	(631)	(▲665)	(428)
23	34,587	31,591	7,075	245	37	6,840	1,090	1,451	12,429	2,424
	(401)	(▲709)	(1,149)	(69)	(15)	(471)	(▲37)	(▲417)	(▲1,958)	(▲1)
24	33,823	31,531	7,431	223	30	6,627	1,134	1,290	12,122	2,674
	(▲764)	(▲60)	(356)	(▲22)	(▲7)	(▲213)	(44)	(▲161)	(▲307)	(250)
25	33,440	35,671	8,021	193	17	6,941	1,205	1,094	14,628	3,572
	(▲383)	(4,140)	(590)	(▲30)	(▲13)	(314)	(71)	(▲196)	(2,506)	(898)
26	33,976	38,989	9,072	220	39	7,183	1,330	729	16,297	4,119
	(536)	(3,318)	(1,051)	(27)	(22)	(242)	(125)	(▲365)	(1,669)	(547)
27	32,562	39,112	9,927	256	28	7,954	1,219	1,144	14,297	4,287
	(▲1,414)	(123)	(855)	(36)	(▲11)	(771)	(▲111)	(415)	(▲2,000)	(168)
28	32,069	42,449	10,802	260	25	7,230	1,249	751	17,876	4,256
	(▲493)	(3,337)	(875)	(4)	(▲3)	(▲724)	(30)	(▲393)	(3,579)	(▲31)
29	31,823	39,473	10,286	343	26	7,433	1,890	835	15,456	3,204
	(▲246)	(▲2,976)	(▲516)	(83)	(1)	(203)	(641)	(84)	(▲2,420)	(▲1,052)
30	32,735	40,120	10,663	254	26	9,782	1,357	4,205	11,423	2,410
	(912)	(647)	(377)	(▲89)	(0)	(2,349)	(▲533)	(3,370)	(▲4,033)	(▲794)

キ 情報公開体制の確立及び高速情報通信施設の整備

広報いくさか、ホームページ・I C N（生坂村コミュニケーションネットワーク）・防災行政無線の連携を強化し、維持管理経費と事業効果を比較検討し低コストで、効率の良い開かれた情報公開体制を確立します。

I C Nの自主放送について、平成 21 年度からデジタル放送で放映できるよう整備しました。これに合わせ、議会本会議の中継の実施、放映ソフトの拡充を行い、放送内容の充実を図りました。また、平成 24 年度からは従前の文字放送に合成音声システムを導入し、小さな子どもから高齢者までが視聴しやすい自主放送に努めています。令和元年度にはいくさか大好き隊員を採用し、動画により村内の出来事の放送を始めました。今後も多くの方に視聴していただけるよう、放送内容の充実に努めていきます。

令和 2 年度には、経年により劣化した機器及び部品の更新を行うほか、機能の改修として気象情報システムとの連携、生坂村長 Twitter との連携、Lアラートとの連携を計画しています。

平成 19 年度に各情報公開事業を総合的に検討する情報発信委員会を設置しました。各情報公開事業の連携を強化し効率の良い開かれた情報公開体制を確立します。

また、広報いくさか、ホームページ・I C N・防災行政無線の内容の充実を図るため、現在、情報モニターとして 6 名の方を委嘱しています。

平成 21 年度に地域情報基盤整備事業により、高速通信回線の整備を行いました。この事業実施により、インターネットサービス等の内容が拡充されました。平成 22 年度においては、当施設を N T T 東日本と長期的賃貸借契約を締結し、光フレッツサービスの提供を行い、平成 30 年 3 月末で 398 件加入していただき利用しています。

防災行政無線については、平成 30 年度に操作卓の改修を行いました。今後は、電波法の改正状況を注視し、無線施設の更新について検討していきます。

ク 村営バス運行事業【村営バス、周回バス、保育園バス、スクールバス】

バスの運行管理業務について平成 16 年度から入札を行い、民間委託により経費削減に努め事業を行ってきました。

しかし、平成 19 年度から始まった安曇野市によるデマンド交通の実施と平成 20 年度から明科地区のスクールバス利用もなくなり、利用者の減少により運賃収入が著しく減っております。

そのため、村では生坂村地域公共交通協議会を平成 20 年 3 月に立ち上げ、平成 20 年度に国の地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、運行の見直しを行いました。その結果、平成 21 年度から村営バスの愛称を『いくりん』とし、バスの小型化、周回デマンドバスの導入、やまなみ荘を起終点とした路線バスと周回デマンドバスとの乗り継ぎの利便性向上を

図り、また夜8時台の周回デマンドバスは高校生の部活動に対応できるようにするなどの実証運行を3年間行い、平成24年度から本格運行に移行しました。今後、持続可能な運行システムの構築を目指しています。

平成24年度からは、運行事業費に対する継続的な補助を受けるため、国の地域交通確保維持改善事業を活用し、村負担経費の削減に努めていきます。また、平成29年度は29人乗りの中型バス1台を購入して、現有する2台の中型バスの長寿命化と効率の良い運行に努めていますが、人口の減少や免許保有率の増加等により利用者が減ってきています。このため、今年度において、地域公共交通ネットワークの再構築を住民にも見えやすい形で取り組みます。既存バス路線の現状や課題を診断するカルテを作成し、地域ごとに公共交通の最適化に向けた検討を行なうため、地域公共交通最適化サポート事業を長野県に申請し地域公共交通の維持確保に取り組んでいきます。

ケ 消防団の組織と再編成

現在、3分団制8部で構成されており、団員の定数を満たすことが困難となりつつあるため、平成27年度から定数120人に減員しました。今後も引き続き本部の体制強化（役場職員の団員化）や機能別分団・団員の構成の検討と、各関係機関との連携により有事における初動体制の強化を図ります。

また、長年地道な日々の消防団活動や火災現場での消火活動が評価され、平成28年3月に消防庁長官表彰の最高栄誉である表彰旗を受章しました。

平成21年度には、幼少時からの消防活動への理解を深めるため、保育園児による『いっっ子消防団』を結成して、出初式に参加するなどの活動をしています。

近年、生坂村消防団は訓練や行事及び有事の出動率が低調であり、災害時の消防団の活動体制が懸念されています。そのため、今年度より出動率が7割を超える団員に対し、村内で使える商品券「生坂村消防団応援商品券」20,000円分を進呈し、団員の出動率の向上に取り組んでいきます。

また、20年以上経過した小型動力ポンプ積載車両を計画的に更新することとし、平成26年度には上生坂部と宇留賀部の車両2台、平成27年度には日岐部の車両1台を更新しました。平成28年度には、昭和56年の新耐震基準以前に建設された小立野部と大日向部の詰所建替え工事を行い、平成29年度は日岐部詰所の建設及び下生坂部小型動力ポンプ積載車両の更新を行い、平成30年度は小立野部と大日向部の小型動力ポンプ積載車両の更新を行いました。

令和元年度は草尾部の小型動力ポンプ積載車両の更新を行い、現在消防団で運用している積載車両は一通りの更新が完了し、今後はポンプ車の更新について検討していきます。

コ 防災対策

各地区に自主防災組織の立ち上げをお願いし、平成 23 年度までに 10 区で自主防災会が設立されました。地域防災力の低下を防ぐため、村では宝くじ助成事業を活用し、10 区全てに自主防災倉庫並びに資機材を整備しました。整備された資機材などを活用し、災害時における住民と行政の協働による活動を推進していきます。

平成 21 年度には、ハザードマップを作成するとともに、地域防災計画の見直しを行いました。災害対策基本法が改正されたことなどから、平成 26 年度に地域防災計画の全面見直しや職員災害対応マニュアルを改正しました。また、平成 28 年度に地域発 元気づくり支援金事業で住民支え合いマップの更新を行いました。このように災害時の対策に関する手順を整備することにより、いつ発生するかわからない災害に備えていきます。

各避難所の整備については、地区との協議を進めながら、平成 27 年度は小立野公民館と日岐公民館の耐震改修を行い、平成 28 年度に宇留賀公民館の耐震改修を行いました。また、平成 30 年度に避難施設に指定されている下生坂体育館の耐震補強工事と併せ、就労センター移転に伴い地元の要望に応え、下生坂公民館を下生坂体育館内に設置し、災害時に迅速な対応ができるよう整備しました。

また、避難所としているやまなみ荘に太陽光発電が整備されたことから、大規模停電時にも瞬時に対応できる避難所として活用するとともに避難方法や避難所の整備についてさらに検討していきます。

平成 25 年度には、国民保護関係情報や震度速報等の緊急情報を直ちに防災行政無線（同報系）のスピーカーや戸別受信機から放送できる全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置を整備し、緊急時の情報伝達体制を強化しました。

また、地域特性に配慮した警戒避難体制の整備として、平成 25 年度と平成 26 年度に 5 区ごと 10 区において土砂災害に対する住民懇談会を開催し、防災マップの作成や豪雨災害を想定した避難訓練を行いました。平成 27 年度には、地域防災計画や各地区で定めた自主避難計画を基に家庭用防災マニュアルを作成し、全戸に配布するとともに地区懇談会を開催し説明を行いました。今後も防災訓練等を通じ周知に努め、全区をあげ住民主導型の警戒避難体制づくりを推進します。

近年多発する局地的な集中豪雨は、村内で発生した際にはその情報の収集に時間を要し対応の遅れが考えられるため、この対応に向けて平成 27 年度事業により村内 3 カ所へ雨量計を設置し、リアルタイムで情報が得られ、瞬時に対応が図られるよう整備を行いました。

また、災害時の医療救護体制の整備については、当村において大きな課題となっていますが、3 市 5 村、医療関係者などで構成されている松本広域圏救急・災害医療協議会において広域的に連携を図ることとし、平成 25 年度に災害時の医療連携に関する指針が策定されま

した。指針において、災害時に医療救護活動を支援するペア病院として当村には安曇野赤十字病院が定められ、病院とは「大規模災害発生時における医療救護班派遣に関する協定」を締結しました。平成 28 年度から松本広域圏 3 市 5 村が連携して医療救護訓練と総合防災訓練を同時開催しました。

令和元年度は元気づくり支援金を活用し、「自らの命は自らが守る」災害リスクマネジメント事業として、防災懇談会や総合防災訓練を行った他、避難所開設の手順や災害種別ごとの対応、また各区に応じた防災情報と、避難場所を更新したハザードマップ(浸水レベル 1、浸水レベル 2 の 2 種)を掲載した防災マニュアルを作成し配布しました。

各区に防災士を配置するため、今年度も元気づくり支援金を活用し養成研修講座の受講や資格取得試験の受験、救命救急講習の実施により、防災士の資格取得および認証登録を行います。その他要配慮者支援マニュアルと、各戸の実情に応じた防災情報を書き込むホワイトボードシートを作成し、住民の防災意識を向上させ、地域防災力の高い村を確立します。

平成 30 年度から、安全・安心なむらづくりを目的に感震ブレーカー設置補助事業を新設しました。この事業は地震発生時に住宅内の通電を自動的に遮断し、電気が起因する火災を防ぐ感震ブレーカーの設置について補助金を交付する事業です。補助内容は次のとおりです。

装置の種類		補助内容	参考価格
○分電盤タイプ (内蔵型)	分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断するタイプです。	購入設置に要した費用の 2 分の 1 又は 30,000 円のいずれか低い額とします。	約 5 万円～8 万円 電気工事が別途必要
○分電盤タイプ (後付型)	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置が可能です。	購入設置に要した費用の 2 分の 1 又は 10,000 円のいずれか低い額とします。	約 2 万円～4 万円 電気工事が別途必要
○簡易タイプ	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断するタイプです。	購入設置に要した費用の 2 分の 1 又は 3,000 円のいずれか低い額とします。	約 3,000 円～5,000 円 電気工事は不要

※コンセントタイプは補助対象外です。

サ 生坂村業務継続計画（BCP）の策定

業務継続計画とは、災害時に行政である役場が被災した場合に、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定めて、地震などによる大規模災害発生時に、適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。

既に地域防災計画や災害対応マニュアルを策定していますが、業務継続計画はこれらの計画を補完して、役場自身が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するために平成 29 年度に策定しました。

当計画に定めている災害時の停電に備えるための非常用発電機を令和元年度、緊急防災・減災事業債を財源として役場庁舎に設置し、災害時の長期間の停電に対応できるように整備しました。今後有事の際に効率よく活用していきます。

シ 交通安全・防犯体制の確立

安曇野交通安全協会生坂支部や安曇野警察署の協力を得て、保育園、小・中学校の交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚、知識の普及に努めるとともに、交通危険箇所の点検、交通安全施設の計画的整備に努めていきます。

地域の防犯思想の高揚、普及を図るため、平成 23 年度に生坂村防犯協会を設立しました。設立時以降、開催されていなかった防犯村民大会を平成 27 年度に開催し、青少年の健全育成や非行防止、また、一人暮らしの高齢者の犯罪防止などに関係機関や各種の団体と連携を図りながら、地域ぐるみで防犯体制の確立に努め、複雑化する犯罪の未然防止に努めていきます。

ス 選挙

人口の減少に伴い、選挙人名簿登録者数は 1,600 人を割り込み、各投票区における有権者数の格差が徐々に拡大する傾向にあります。選挙を行うについて、各投票所に管理者・立会人・選挙事務従事者などの報酬及び事務経費が必要となります。投票率の向上や投票の利便性は最も重要なことですが、選挙制度の改正で期日前投票や不在者投票など、有権者が投票しやすい環境が整備されました。このため、行政の効率化や経費削減の趣旨から、平成 25 年度に投票区を 5 から 3 に変更し、投票時間も投票状況などから夜 7 時までに繰り上げるよう変更しました。また、公職選挙法の改正により有権者年齢が 18 歳以上に引き下げられ、平成 28 年に行われた参議院議員選挙から適用されました。

生坂村選挙公報の発行に関する条例が平成 29 年 1 月 1 日から施行されました。この条例の施行により、今後の議会の議員及び長の選挙における選挙公報を発行することになります。

◆住民部会◆

(1) 村の収入・財源確保

ア 村 税

(単位：万円)

		平成 31 年度	令和 2 年度	比 較	備 考
個人住民税		4,927	5,080	153	景気回復の兆しはあるものの、人口の減少や高齢化により大幅な増収は望めません。
法人住民税		745	708	▲37	一部の業種では景気回復の兆しがあるものの、税収は横ばいの見込みです。
固定資産税		8,583	8,433	▲150	土地・家屋での増収は見込めません。また、償却資産分についても減価償却により減収の見込みです。
軽自動車 税	種別割	0	725	(725)	令和元年度税制改正により、令和年度から種別割、環境性能割に区分されましたが、所有台数に大きな変動が無いため、税収は横ばい状態です。
	環境性能割	0	11	(11)	
	計	733	736	3	
村たばこ税		153	134	▲19	喫煙者数の減少により減収の見込みです。
計		15,141	15,091	▲50	

※各年度とも当初予算額による比較（現年分のみ）

イ 納 税

村が村民に対し行う教育、人権保障、その他公共サービスを行う財源として負担していただく村税は、村の主要な自主財源であるとともに、納税は村民が負う義務となります。

ウ 収 納

主要な自主財源の村税は、負担の公平性を重視し、賦課したものを確実に収入にしていけることが求められます。村税は現年度分の徴収率 99%以上、国民健康保険税は徴収率 98%を目標として、8月・12月・3月・5月を滞納整理強化月間にして徴収事務にあたり、徴収率の向上に努めています。また、県の中信県税事務所と協働滞納整理の協定を結び、長野県地方税滞納整理機構の協力を得ながら大口や悪質な滞納者に対応し、村全体の滞納額の減少に努めています。

(2) 社会就労センター

様々な事情で就労の機会が限られている方や、障がいのある人の働く場所である社会就労センターの役割は益々重要となっています。現在、施設授産作業員定員 20 人、家庭授産作業員定員 50 人として、より多くの方が就労する機会を得られるよう、今後も、企業と緊密な信頼関係を構築して長期的な取引に努め、独自作業と併せ利用者の就労の機会と工賃アップや社会参加を促進していきます。

平成 30 年 1 月に 3 施設を統合し草尾地区へ移転しました。これを機に、取引企業の作業に加え草尾柿組合との連携を進めており、独自製品販売や村社会福祉協議会での就労など、村内での独自作業が行えるよう取り組んでいます。今後は、更に地域との連携を図り村内就労の場を広め、より利用しやすい施設運営に努めていきます。

(3) 後期高齢者医療制度

データヘルス事業を推進し、健康診査の結果やレセプト等を活用して個々の健康課題の分析を行い、保健師や管理栄養士による保健指導を行います。また、村で行っている各種健康教室への参加を促し、健康寿命の延伸、医療費の安定化により、若い世代の社会保障負担を減らすよう努めます。そのためには、生活習慣病を早期に発見し、重症化の予防を図ることが重要となり、併せて健康の保持・増進が図られるよう引き続き国民健康保険と同様に人間ドック日帰り 25,000 円、1泊 30,000 円、脳ドック 10,000 円の助成を継続します。ただし、申請受付期間は 4 月から 1 月までです。

(4) 歯科診療所

歯科診療所は、指定管理者により管理・運営をしていますが、村ではこれまでに診察用の

椅子の更新（平成 26 年度）、業務用パソコンの更新（平成 28 年度）、診療用機械設備の更新（平成 30 年度）を行ってきました。今年度は、院内感染を防止するため滅菌器などを更新します。

引き続き指定管理者と連携して、子どもから高齢者までが受診しやすい環境づくりや効率的な診療環境を整備し、妊婦を対象にした検診や子どもから高齢者まで口腔衛生意識の向上にも努め、予防医療による利用者の増加を図ります。

（５）環境衛生

ア 環境保全

村内一斉美化運動など住民と行政とが協力して地域環境の美化、良好な景観形成に取り組んでいきます。さらに、安全かつ快適な生活の障害となる不法投棄などの環境悪化要因の発生を未然に防止するため、村内全域に監視員を配置しパトロールを実施します。そして、必要に応じて防護ネットや看板をこれからも設置していきます。

一般家庭ごみについては、ごみの減量化、再利用、再資源化を進めるため、分別収集を徹底していただくよう周知していきます。また、可燃ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機等の購入補助を推進し、分別や生ごみ減量の啓発に努め、併せて公共施設のごみの減量化も図っていきます。さらに、県が推進しているレジ袋無料配布中止活動に協力し、マイバック持参の啓発をしていきます。

地区のごみ集積所は老朽化や破損して使いにくいものがあります。これについては、破損しているものから随時更新していきます。

平成 24 年度から地球温暖化防止対策設備設置費補助金として、ソーラー発電施設などへの補助制度も導入していますので、さらに推進していきます。補助金の額は、120,000 円を上限とします。

イ 火葬費用

平成 24 年度から人生の終焉を迎える火葬場での火葬料 7,000 円の個人負担を、加入している豊科広域葬祭センターに限り村で負担しています。

ウ 穂高広域施設組合

組合は、当村を含む 1 市 1 町 4 村で構成し、管内のし尿処理や燃えるごみの焼却処分を主に行っていますが、焼却施設は建設から 25 年以上が経過し設備の老朽化が進んでいます。そのため、新ごみ処理施設を平成 30 年度から建設しており、令和 3 年 2 月にしゅん工する予定です。

新ごみ処理施設の建設では、利便性の向上とコスト削減に向けた取り組みを推進するため、ごみの排出量を減らすことが求められており、一人当たりのごみの排出量を減らしごみの減

量化を進めていく必要があります。なお、施設建設に伴う建設分担金や、建設分担金に充当する起債の償還により、当村の財政負担が今後一時的に増加します。

(6) やまなみ荘

令和元年度の消費税引き上げ後も料金改定せず営業を行っていますが、原材料価格の値上がりもあり経営は厳しい状況です。引き続き経費節減に向けた取り組みを進めていきます。そして、村の福祉センターとしての役割を果たし、来ていただいたお客様に喜んでいただける接遇を大切にし、ゆっくり過ごし満足していただける施設運営を目指します。

また、松本山雅FCのホームゲームに合わせた企画や、道の駅「いくさかの郷」との連携、自然を利用した犀川のラフティング、パラグライダー、トレッキングなどのアウトドア体験の拠点としての情報発信と誘客、特産品の巨峰、山菜・ハチクの加工品や北海道標津町直送の海産物の活用、蕎麦に特化した農業体験プランなど、観光とやまなみ荘を連携させた事業や季節ごとの特徴を活かし平日の稼働率を上げるプランなどを企画し、施設利用者の増加となるよう進めていきます。

(7) 結婚と子育て支援

ア 結婚祝金

若者の定住促進と少子化対策を図り村の活性化を推進していくため、平成28年度から結婚祝金事業を行っています。婚姻届提出後、現に居住し村に5年以上定住意志のある45歳以下の夫婦が対象で、祝金の額は1組100,000円です。

イ 健やかに産み育む子育て支援金

平成23年度から18歳以下（高等学校卒業まで）の子のいる世帯に対し、水道の超過料金と保育料金に対する支援を行っています。当村では平成31年4月から3歳児以上の保育料が無償となりましたので、水道の超過料金の助成を継続し引き続き子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。

ウ 2歳未満の乳幼児に対する燃えるごみ専用指定袋交付事業

今年度から、2歳未満の乳幼児に対する燃えるごみ専用指定袋交付事業を実施します。この事業は、4月1日以降村に住民登録のある2歳未満の乳幼児を養育している世帯の保護者に、紙おむつの排出に使用する燃えるごみ専用袋を、乳幼児の人数に応じて交付します。1歳未満は100枚、1歳以上2歳未満は50枚交付するもので、交付は乳幼児1人につき1回です。

エ 結婚相談支援

少子化社会の問題は、結婚や妊娠、出産など個人の考え方や価値観にかかわる問題であり、

個人の自由な選択が最優先されるものである一方、少子化等に関係する様々な問題や懸念は社会的課題でもあります。

結婚相談支援の取り組みを進めるため、出会いの機会を創設します。平成 29 年度に長野県が行っている「ながの結婚支援ネットワーク事業」利用団体となり、ながの結婚マッチングシステムを使った支援が可能となりました。村ではマッチングシステムへの個人登録料 5,000 円を助成し個別の相談支援を行うことにより、出会いの機会を増やし少子化対策に寄与していきます。

◆健康福祉部会◆

(1) 高齢者福祉

村内の 75 歳以上の一人暮らし高齢者世帯と、二人暮らし高齢者世帯の全世帯に占める割合は約 25%となっています。これらの方が住みなれた地域で安心して生活できるよう、また自立した生活が少しでも長く続けていけるよう、様々なサービスや取り組みを行います。

高齢者のみの世帯が増加し日々の見守りが課題となる中で、いくさか大好き隊員による高齢者の生活見守り事業の実施や隣近所での見守りについても、引き続き行われるよう啓発に努めています。

高齢者や家族介護者の負担軽減など、生活に密着した支援を図るため社会福祉協議会とも連携し、住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう取り組みを進めます。

生坂村社会福祉協議会については、平成 25 年度から理事・評議員等の役職員の構成を見直し、主体的な取り組みを基礎とした民間組織であるという基本原則のもと、様々な経営努力によりサービス利用者が増加しています。今後も、そうした自主的な運営に向けた取り組みを支援します。

ア 高齢者緊急通報システム設置費用補助金

一人暮らし高齢者世帯が設置する、緊急通報システムの設置費用の助成を行いません。それぞれの世帯の実情に合ったシステムの導入に対し、その初期設置費用 50,000 円、月々の利用料 2,000 円を上限として助成します。

イ 緊急宿泊支援事業

「かしわ荘」と「はるかぜ」の利用者を対象に、その家族が急な用事等により一時的に介護ができない場合に両施設に宿泊できるようにしています。

ウ いくさか敬老の日

村内に住む70歳以上の方全員を対象に、年1回「いくさか敬老の日」を開催します。高齢者に対し、今迄のご苦勞に感謝の意を示すとともに、楽しいひとときを過ごせるような内容を考えていきます。

エ 養護老人ホーム

措置入所となる養護老人ホームは、当村からも入所者がおり、入所要綱に沿い施設介護が必要と判断された場合は、速やかに入所できるよう判定会議への参加、施設側との連携等をしていきます。

オ 高齢者生活福祉センター「ふれあいの里」

入居には、交通の便が悪く特に冬場は移動が困難な一人暮らしや二人暮らしの高齢者が、利用することを重視し、介護認定を受けた方もデイサービス、ホームヘルプなど様々なサービス等を利用しながら、安心して生活できるよう支援しています。平成30年度からは、入居料を国の基準にあわせて新たな利用料設定による高齢者のための居住施設として運営しています。全16室を完備する施設として、入居者を募集しています。

カ 一般高齢者介護予防事業

一般高齢者の介護予防を目的として元気塾を行っています。元気な高齢者が自立した日常生活を送れるよう、ストレッチ体操、筋力アップ、認知症予防などの指導を継続します。平成28年度からは、男性だけを対象とした介護予防教室「生坂おとこ塾」も始まりました。今後も継続して実施していきます。

また、各種サークル活動の支援として、社会福祉協議会かしわ荘交流室と高齢者生活福祉センターを開放しています。毎月、第2木曜日、第4水曜日はお楽しみ会、第4水曜日には音楽健康指導士による、懐メロで歌って踊ろう音楽教室を開催しています。毎週水曜日は各種サークル活動、第1、第3木曜日は、ハーモニカサークル、第3月曜日の午後は手仕事カフェつむぎなど、地域住民の交流の場として活用しています。

キ 配食サービス

高齢者、障がい者が自立した在宅生活を送れるよう支援するため、福祉事業の一環として配食サービス事業を継続します。配食回数は週6日とし、うち5日間は社会福祉協議会へ委託、1日はボランティアによる調理・配食とし事業を実施しています。

ク 軽度生活援助

日常生活上の軽易な手助けや必要な援助を行うことにより、高齢者の一人暮らしや二人暮らし世帯、障がい者の自立した生活を支援します。介護保険制度が創設されたことに伴い支援は週1回とします。サービス提供者（社会福祉協議会）との連携を密にし、介護保険制度へのサービス移行をスムーズに行い、利用者に不利益が生じないよう事業を進めていきます。

ケ 福祉輸送サービス

自宅と病院間の移送、介助や投薬の受け取りなど、高齢者や障がい者の外出の利便性を図るための移送を行います。対象者は、介助を必要とし他の公共交通機関を利用することが困難と認められ、下記のいずれかに該当し、社会福祉協議会に登録した方です。

(ア) 介護保険法で認定された方

(イ) 障害者手帳をお持ちの方

(ウ) 一人暮らし、二人暮らしで、バス停までの距離が遠く、介助が必要な概ね65歳以上の方

コ 地域支え合い推進会議

平成29年5月に、70歳以上の方を対象として、よりよい福祉の充実を図るため高齢者アンケートを実施しました。アンケートの集計結果から「病院に行くのが大変」「買い物が大変」「雪かきが大変」との意見を多くいただきました。これを受け、平成30年度には地域支え合い推進会議を立ち上げ、総合的な観点から生活援助サービスの重要課題を解決するための検討を重ね、平成31年4月には生坂村有償援助サービス「もりびと」が本格稼働しました。今後も、住民相互の支え合いによる地域づくりの場として、検討を重ねていきます。

サ 家族介護用品支給事業

在宅で生活している要介護認定3以上の高齢者を介護している家族に、介護用品の購入に係る費用の一部を助成します。要介護4・5と認定されていて、村民税非課税世帯の方には月5,000円、それ以外の方には月1,000円を助成します。対象となる介護用品は、介護つなぎ服、紙おむつ・尿とりパット・使い捨て手袋・防水シート・おしり拭き・清拭剤及びドライシャンプーなどです。

シ 寝たきり者理髪給付事業

寝たきり在宅高齢者(要介護認定3～5、且つ障がい高齢者の日常生活自立度B判定以上)の方に対し、在宅訪問による理髪を受けるため費用の一部を助成します。助成金額は1回2,500円で年度における給付回数は6回以内とします。ただし、デイサービス等に理髪業者が出向いた場合の助成金額は1,000円とします。

ス 高齢者緊急通報システム設置費補助金

一人暮らし高齢者世帯が設置する、緊急通報システムの設置費用の助成を行います。それぞれの世帯の実情に合ったシステムの導入に対し、その初期設置費用50,000円、月々の利用料2,000円を上限として助成します。

セ 長寿会連合会

長寿会への加入者が増加するよう会と協議し、活動内容の検討を行います。

ソ 成年後見制度

権利擁護意識の啓発活動に努めるとともに、成年後見制度の啓発・活用を勧めます。成年

後見制度については、2市5村で設置している「成年後見支援センターかけはし」と連携しながら体制を強化し、必要に応じて、社会福祉士による申し立てに関わる相談・支援も実施してまいります。

(2) 介護保険

平成12年に導入された介護保険制度は、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本として、制度の持続可能性を高めつつ、介護予防の推進や地域包括ケアの充実をめざしてきました。引き続き介護予防の推進に重点を置くとともに、高齢者が地域の中で孤立することのないよう地域で支え合えるよう高齢者の自立を支援してまいります。

また、介護予防に重点をおいた「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）」が平成30年度よりスタートしました。総合事業では、基本チェックリストにより該当の方を対象とした介護予防住宅改修、福祉用具のレンタル助成事業、月6回までのデイサービス利用等、生坂村にあったサービス提供が行われています。今後も、村に求められるサービスの検討を行ってまいります。

村においては認知症高齢者の増加に伴い、「認知症対応型デイサービスセンターはるかぜ」が平成22年12月に開所しました。認知症の方やご家族に専門的なケア・介護サービスを提供することにより、住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるよう引き続き認知症対策関連事業を実施します。

生坂村地域包括支援センターとしては、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域支援事業を一体的に実施する役割を担っています。社会福祉士を生活支援コーディネーターとして配置し、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと連携して、介護予防事業等のサービスや相談支援体制の強化を図ってまいります。

ア 包括的支援事業

(ア) 介護予防ケアマネジメント

(イ) 総合相談・支援

(ウ) 権利擁護

(エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

(オ) 家族介護交流会の開催

(カ) 地域支え合い推進会議

(キ) 認知症総合支援（認知症初期集中支援チーム、認知症カフェの実施、認知症サポーター養成講座の開催）

(ク) 地域ケア会議の開催に向けた体制整備

(ケ) 生活支援サービスの体制整備

(コ) 在宅医療・介護連携の推進

イ 介護予防・日常生活支援総合事業

(ア) 指定介護予防支援事業所として、要支援者のケアマネジメントを実施

(イ) 介護予防把握事業

(ウ) 介護予防普及啓発事業

(エ) 地域介護予防活動支援事業

(オ) 一般介護予防事業

(カ) 高齢者の低栄養防止・重症化予防事業(フレイル予防事業)

(3) 障がい者福祉

ア 障がい者の自立支援

障がい者が、住みなれた地域で自らの意思で暮らすことができるよう、障害者総合支援法に基づき、それぞれの状況に適したサービスを提供し、就労や生活、社会参加の支援を継続していきます。そのために、専門職による支援が行える環境を整えます。

(ア) 在宅支援事業

(イ) 施設支援事業

(ウ) 計画相談支援事業

(エ) 補装具修理・交付及び更正医療の給付事業

(オ) 社会就労センターへの通所事業

(カ) 地域生活支援事業（日常生活用具給付、移動支援等）

イ 障がい者の虐待防止

障がい者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることから、障がい者の虐待防止に関する法律により健康管理センターを虐待防止センターと位置づけます。虐待により障がい者の尊厳が害されないよう届出や相談への対応、関係機関との連携により迅速な対応ができるよう努めていきます。児童、高齢者も含めた虐待全般について対応をしていきます。

ウ 特定疾患患者見舞金

今年度より新規事業として、特定疾患患者への見舞金を、申請により年2万円支給します。

(4) 福祉医療給付

子どもを育てる環境づくりと高齢者及び障がい者のための施策として、県単福祉医療制度との整合をとり、必要と考えられる制度は村単で対応するため、障がい者の対象制限を緩和

し、乳幼児の対象者を拡大することで安心して生活できるよう維持します。

- ・ 県単福祉医療給付事業

- ・ 村単福祉医療給付事業（乳幼児の対象は平成 23 年度から 18 歳までの医療費無料化）

平成 30 年 8 月から、18 歳までの方は窓口で 500 円(最大)支払うことで医療を受けることができるようになりました。

（５）保健医療

健康寿命延伸、社会保障の安定を目指し、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成、疾病予防、重症化予防、介護予防等に取り組んでいきます。そのためには、住民一人一人の健康づくりの意識づけを図り、各種健診（検診）や健康相談を通して、病気の早期発見や生活習慣病の予防に努め、母子保健の充実に努めます。

ア 健康づくり

地域に運動指導士、保健師、管理栄養士、歯科医師などが出向き、健康応援隊など各種事業を通して、食生活改善推進員、健康推進員の協力を得ながら住民の健康づくりに努めます。また、健康診査の受診を勧め、住民がより長く元気に生活していけるよう支援していきます。

(ア) 各種がん検診（個別・集団）：子宮がん検診(20 歳以上)、マンモグラフィー(40 歳以上 74 歳未満)のクーポン券を希望者に郵送し、村で受ける検診料と同額で個別検診が受けられるようにすることで、受診率の向上を図ります。

(イ) 特定健診、循環器健診及び後期高齢者健診

(ウ) 個別面談による健診結果返却

(エ) 健康応援隊やフレイル予防教室等の健康教室及び個別健康教室

(オ) 健康推進員会及び食生活改善推進協議会の運営

(カ) 高齢者インフルエンザ予防接種助成

(キ) 高齢者肺炎球菌予防接種助成

(ク) 緊急風しん抗体検査等の実施

昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性を対象に、抗体価検査、予防接種の費用を全額助成します。

(ケ) 心の健康相談事業

(コ) 歯科検診

健康診断の一環として、歯科医による歯科検診を実施します。

イ 医療環境の整備

広域的に医療機関との連携を強化しながら、身近な医療から高度医療、在宅医療まで安心して医療サービスが受けられる医療体制づくりに努めます。

- (ア) 村内内科医訪問診療
- (イ) 休日当番医（塩筑医師会）
- (ウ) 救急医療（総合病院及び広域消防）
- (エ) 隣接市町村医師会による乳幼児・高齢者予防接種
- (オ) 隣接市町村の総合病院改修費用の一部負担
- (カ) 予防接種相互乗入れ制度の活用

ウ 自殺対策事業

自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携を図りながら事業実施していきます。

- (ア) 若年層対策事業
- (イ) 人材養成事業
- (ウ) 普及啓発事業

エ 母子保健と育児支援

平成 30 年度に設置した生坂村子育て世代包括支援センターを拠点に、教育委員会子育て支援コーディネーターと健康福祉課母子保健コーディネーターが連携して、各種母子保健事業及び子育て支援事業を充実させ、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援を目指していきます。

また、安心して妊娠できる環境と妊娠期の体調管理の向上、子育て支援を目的にした犀龍小太郎助成金により助成します。

(ア) 犀龍小太郎助成金

- ・ 不妊治療助成事業

不妊治療をしている方については年 10 万円を限度として助成します。

- ・ 妊婦健診助成事業

妊婦健診公費負担 14 回分以外の健診に要した費用について、健康診査料の自己負担 5 回以内 25,000 円を限度に助成します。

- ・ 幼児～18 歳までのインフルエンザ予防接種助成

インフルエンザ予防接種費用を全額助成します。

- ・ 新生児聴覚検査助成事業

新生児に対して行われる新生児聴覚検査費用を全額助成します。

(イ) 産後ケア事業

産後の母親の身体的な回復と心理的な安定を図り、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援することを目的に事業を実施していきます。

- ・ 宿泊型事業

産後4カ月未満で育児不安が大きいお母さんと乳児を対象に、病院や助産院に宿泊して、授乳相談や育児指導、お母さんの心理的ケアなどを受けることができます。

・助産師による乳房ケア事業

産後1年未満で育児不安が大きいお母さんと乳児を対象に、病院や助産院で、授乳相談や育児指導、お母さんの心理的ケアなどを受けることができます。

(ウ) 産婦健診事業

地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行います。

(エ) 母子手帳アプリ「いくっ子ナビ」の導入

村の子育てに関する情報が、いつでも入手することができるようスマートフォン向けのアプリケーションを導入し、子育てを支援します。村の子育てに関する行事や情報を随時発信し、子育て世代に、より便利に活用してもらうとともに、複雑な予防接種スケジュール管理や健康管理の記録など育児のサポート機能としても利用できます。

(オ) 妊婦歯科健診1回無料

(カ) 乳幼児健診及び教室の実施

(キ) 各種予防接種

(ク) 幼児眼科検査

(ケ) 出産育児支援（妊産婦訪問、乳児家庭全戸訪問）

(コ) 出産祝金

平成24年度から出産祝金の拡充を行ってきましたが、今年度はさらに拡充しました。

第1子10万円、第2子20万円、第3子30万円、第4子40万円、第5子以上50万円

なお、支給対象者については、仕事上の一時的な居住である場合など、特別な理由が生じた場合は支給の可否を検討します。

(6) 国民健康保険保健事業

医療費が年々増加する傾向ですが、原因の分析を行い医療費の抑制、生活習慣病の発症予防と重症化の予防に努めていきます。特に、保健師や管理栄養士による保健指導を積極的に行います。

ア 保健事業実施計画（データヘルス計画）

特定健診・特定保健指導は、これまでもレセプト（診療報酬明細書）や統計資料等を基に村の健康に関する状況を把握し、課題解決に向けて実施計画を策定し実施してきました。今後は一層、被保険者の健康保持増進に努めるため「第2期生坂村保健事業実施計画（データ

ヘルス計画)」により保健事業の実施及び評価を行います。具体的には、特定健診の結果、レセプトなどの健康と医療に関する情報を活用して、計画に基づき実行、その結果を評価して改善するPDCAサイクルの概念を取り入れ、効果的かつ効率的に保健事業を実施します。

イ 特定健診・特定保健指導実施計画

保健事業実施計画との整合性を図りながら、「第3期特定健診・特定保健指導実施計画書」で設定した目標達成に向け、特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上に努めます。そのため人間ドックの助成を継続し、特定健診については、40歳及び50歳の方の健診料を無料とし、集団健診と個別健診、通院治療者健診等により実施していきます。また、早朝や夕方での集団健診実施や近隣医師会との契約による個別健診実施等、受診しやすい環境づくりに努め、医療費の削減につながるよう広く啓発していきます。

特定保健指導については、保健師、管理栄養士による個別面談での結果返却及び継続した個別・集団支援により対象者に合わせて行動変容を促し、生活習慣病の予防に努めています。

ウ 重症化予防対策事業

脳ドックの助成も特定健診の項目を含む健診を受けられた方に限り、10,000円の補助を行っています。また頸部エコー検査を実施し、脳血管疾患の早期発見と重症化予防に努めています。

エ 保険者努力支援制度

保険者努力支援制度によって、医療費適正化に向けた保険者の取り組みが評価され、県交付金に反映されます。生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動を取ることをめざし、取り組み状況や結果に応じて交付金額が配分されます。糖尿病性腎症重症化予防プログラムや第2期データヘルス計画に基づき、個別支援や必要に応じた事業実施に努めます。

(7) 国民健康保険税

平成30年4月より国民健康保険の制度改正によって、国保の運営が変わり、都道府県が財政運営の責任主体となりました。

改革後の国保財政の仕組みは

- ① 県全体で必要な保険給付費等の支出額をもとに、給付金総額を算定します。
- ② 市町村ごとの所得水準などに応じた各市町村の納付金額を決定します。
- ③ 市町村は県から示された納付金を国保加入者から保険税を集め県に納めます。
- ④ 県は、市町村から集めた納付金と国からの公費を財源として、市町村に保険給付費等交付金を支払います。
- ⑤ 市町村は保険給付費等交付金を財源として、保険給付費(診療報酬費)を支払います。

加入対象者はこれまでと変わりなく、現在の加入者が改めて手続きを行う必要はありません。

保険税については、現在は大幅な引き上げはせず運営できる状況にありますが、収入の不足分については必要に応じて基金を取り崩すことで対応していきます。

(8) 3市5村医療救護訓練

糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震による人的被害を最小限にするため、3市5村で医療救護訓練を実施していきます。

ア 医療救護所の施設整備

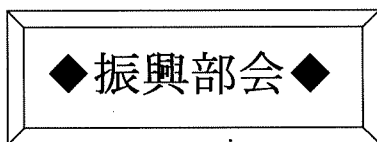
医療救護所として、健康管理センターに窓ガラスの飛散防止を行い、施設の強化を図りました。また、患者搬送用のリヤカーを配備し、救護所機能の充実を図りました。

イ 医療救護対応の強化

支え合いマップなどのデータにより、要援護者の情報を収集し、医療スタッフの迅速な対応ができるよう努めます。

ウ 住民と協同で行う医療救護訓練

村内在住の医療有資格者にも訓練に参加していただき、消防団・地域ケア会議等と連携協力して、住民主体の医療救護訓練を行っていく中で、有事に備えます。



(1) 土木関係

ア 道路維持

村道の維持補修及び軽微な改良については、各地区の要望箇所の現状を早期に把握し、危険性・緊急性・必要性を考慮しながら実施します。

橋梁については平成29年度に橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行い、今後もこの計画に沿って橋梁定期点検及び修繕工事を行います。また、幹線道路の舗装面、道路構造物については、平成26年度に道路ストック総点検事業を導入して修繕計画を策定し、平成27年度からこの修繕計画で舗装面及び道路構造物の修繕工事を行っています。

地域の住民と協働で実施する「おてんま」は、策定した要綱を基に原材料支給方式で実施します。

道路改良については社会資本整備総合交付金事業を導入し、村道1級1号線の改良を平成

22年度から実施しています。北平地区は平成26年度に完成し、草尾地区は令和元年度完成しました。また、宇留賀区の県道から公民館までの村道西398号線も同じく令和元年度に完成しました。

昨年度着工した、関屋下から卒倒坂までの村道東646号線は、水路の改修工事を実施し、併せてスクールゾーンを設置しました。

また、他の路線についても地域と協議し、計画的に必要な路線の改良・舗装を実施します。

イ 国道・県道事業

長野国道事務所で実施している山清路地区の国道19号防災工事は、計画した2つの橋渡しが終わり、令和元年度から1号トンネルの掘削が始まり、供用開始に向けての整備が着々と進められています。また、竹ノ本地区の国道への土砂流出に対する法面对策工事は、令和元年度にボーリング調査が行われ今後工事が進められる予定です。

松本建設事務所は鷺の平地区に新しいバイパスルートを建設しており、令和元年度に橋梁工事が完了する予定でしたが、工期延長され今年度の夏を目途に供用を開始する予定です。

ウ 村道除雪

平成25年度に行政評価で除雪基準の見直しを行った結果、平成26年度から積雪量が10cm以上、15cm以上の除雪路線に30cm以上の路線を追加し除雪を実施しています。また、地区に貸し出している小型除雪機は、管理方法を周知し効率的かつ有効的な活用が図れるよう努めます。

エ 治水・砂防

千曲川河川事務所で平成28年度から着工した、小立野地区犀川堤防改修事業は樋門の建設が完了しました。令和元年度は、樋門から下流側の築堤工事が始まり、今年度には完成する予定です。

県では、大倉地区で発生した地すべり災害の対策工事を、防災・安全交付金（地すべり対策）事業により、平成30年度より横ボーリング工や護岸工などを行っています。

上生坂検沢は、土砂の流出を防止するため、令和元年度から堰堤工事に必要な調査・設計が行われ、今年度から工事に着手する予定です。中村団地は、法面の崩壊を防ぐための対策工事を実施するための調査・計画を令和元年度から行っています。

平成20年度に土砂災害警戒区域の指定を受け、異常気象時には住んでいる場所の状況で避難対応を行うなど、災害を未然に防止するため、国・県との連携による危険箇所の把握や情報収集に努めます。

オ 河川環境整備

河川内に自生した樹木や雑草を地域住民と協働で伐採し、河川環境の改善を行うとともに活動組織の支援を実施します。また、河川を中心に「アレチウリ」が拡散し、農地や山林へ

の被害を防ぐため、村民への啓発を行い、一斉駆除の推進に努めます。

松本建設事務所は、大日向橋から雲根地区周辺の犀川河川敷で雑木が大きくなり見通しが悪くなっている箇所を除伐を令和元年度完了しました。また、麻績川では、河床にたまった土砂の排出を計画しています。

カ 道の駅いくさかの郷

県営中山間総合整備事業により建設した活性化施設と、長野県が24時間使えるトイレや大型車両なども休憩できる駐車スペースを整備し、平成31年4月27日に道の駅いくさかの郷としてグランドオープンしました。活性化施設では、農林水産物生産者組合が運営する農産物直売所と農業公社かあさん家により、村内で生産した安心安全な農産物の販売や、地元産の食材を使った料理を提供しています。今後も多くの方に利用していただけるよう努めるとともに、生坂創生の中核施設として村の活性化に結び付けていきます。

(2) 住宅環境整備

ア 村営住宅建設

村営住宅は平成26年度までに19棟建設し、平成27年度上生坂中村団地内に若者定住促進住宅2棟、平成28年度には上生坂中村団地に若者定住促進住宅を1棟建設しました。

平成30年度に旧丸山木工山側工場用地を取得し、令和元年度は子育て世代に向けた若者定住促進住宅が2棟完成しました。今年度も昨年同様に2棟の建設を計画しています。今後も若者定住促進住宅の建設を継続して行い、人口維持につながるよう進めていきます。

また、これらの定住促進住宅については、定住を希望される方に住宅を払い下げる事が可能となっています。

空室となっている村営住宅については、村のホームページに掲載するなどして、入居募集を行い空室のないように努めています。

イ 住宅の耐震化及び住宅リフォーム等補助

住宅リフォーム等補助に、平成30年度から中学生以下の子どもがいる世帯への補助の拡充と耐震改修補助の上限額を100万円に増額しましたが、加えて今年度からリフォーム等補助の一部補助率の引上げと、UIJターン型に子育て世帯への補助を新設しました。

事業種類	補助金算定	
住宅リフォーム等補助 (一般型)	対象経費の1割で上限20万円 (従来と同じ)	対象経費は20万円 以上の工事費
住宅リフォーム等補助 (三世代型)	対象経費の3割で上限30万円 (三世代同居者が対象)	

住宅リフォーム等補助 (UIJターン型)	対象経費の3割で上限30万円 (村外からの移住者が対象)	
	対象経費の3割で上限120万円 (中学生以下の子どもがいる世帯が対象)	
住宅リフォーム等補助 (子育て世帯型)	対象経費の3割で上限100万円 (中学生以下の子どもがいる世帯が対象)	
耐震診断	住宅所有者負担なし (昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅が対象)	
耐震改修補助	対象経費の5割以内で上限100万円 (耐震診断の結果、耐震改修工事が必要となった住宅で住宅リフォーム等補助と併用可)	
耐震シェルター設置補助	対象経費の5割以内で上限20万円 (耐震診断の結果、耐震改修工事が必要となった家屋が対象)	

(3) 林務関係

ア 松くい虫防除事業

近隣市町村と連携を図りながら、現在進めている空中散布事業は、今後も継続実施していきます。

国庫補助による枯損木の伐倒駆除事業は投資効果が上がらないことから、事業効果の見込まれる箇所及び枯損木の倒木等で通行の支障になる箇所を選定し実施していきます。また、長野県森林づくり県民税の森林づくりの方向性でも、ライフライン沿いの倒木対策を進めることから、動向を見ながら進めていきます。

被害が甚大に増加した小立野区、下生野区、日岐区については、平成26年度から平成30年度までに合わせて3,185本を処理し、令和元年度には日岐区で約50本、大日向区で約20本を実施し、今年度は引き続き日岐区で実施します。

イ 森林整備

平成20年度から導入された長野県森林づくり県民税を活用し、集落周辺の里山において、機能回復・災害防止・有害鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、間伐を中心とした里山整備事業を推進します。さらに、森林保全の重要性を住民に周知啓発し、森林資源を活用した小中学校の林業体験事業、都市住民との交流や森林の里親制度に協力を希望する民間企業の受入れを推進します。

また、平成31年4月に創設された森林環境譲与税及び森林経営管理制度の運用開始にあたり、当村においても今後、対象森林の把握や経営管理意向調査等を実施し、間伐等による

森林適正管理や人材育成、木材利用の促進等につながるよう事業を進めていきます。

平成 25 年度に、森林整備などで伐採した木材を有効活用するために、生坂村薪ステーションを設置しました。平成 26 年度から稼働した当施設を引き続きシルバーセンター、商工会と連携して有効的に活用するように進めていきます。

ウ 竹林整備

村内に生育する竹林からの資源を活用し、たけのこ・竹炭の生産販売に加え、たけのこの加工品の販路拡大に取り組み、原材料の確保及び景観整備として竹林整備の推進を図ります。

エ 林道整備

シルバーセンターなどに委託し、林道の維持管理を中心に実施します。また、地域住民の協力による里山整備に必要な、林道・作業道等の開設にも取り組みます。

オ 高津屋森林公園

高津屋森林公園の運営は村直営で管理し、四季折々の森林資源を活用したイベントや、企業研修の誘致により、施設利用の促進を図ります。また、引き続き山菜園・きのこ園・竹林園の整備を行い、魅力のある里山づくりを目指します。

それに併せ、インターネットを活用した情報の提供で施設の利用増を図るとともに、地元管理組合には、間伐や森林保育事業などの仕事を推進し、間伐材を利用しての収入増を図り、組合員の活気と経営向上を目指します。

(4) 下水道事業

平成 28 年度に策定した経営戦略に基づく健全な事業経営・維持管理業務を主軸に、下水道つなぎ込みへの啓発活動、浄化槽設置を促進するための補助事業を継続します。また、将来人口の動向に伴い総合的な管理体制の検討にも努めます。

なお、平成 24 年度に上下水道運営委員会と上下水道プロジェクト会議を行い、料金体系について協議検討を重ねてきました。その結果、村内の上下水道料金の公平化を図るために、平成 25 年度から、下水道使用料を改正しました。令和元年度の消費税法改正に伴う使用料の引き上げは行わず、現行の料金体系を継続していきます。

(5) 簡易水道事業

老朽化した施設改修の計画的な実施、漏水調査の定期化、さらに有収率の向上に努力します。また、平成 20・21 年度には政府資金の補償金免除繰上償還により、高額利率資金の繰上償還を行い健全な運営を図りました。

また、平成 23 年度から公民館等公共施設の基本料金を半額にして、各地区の維持費の軽減を図っています。

平成 24 年度から行った水源調査では、実際に利用可能な水量は一日当たり 55 トン程度と判明し、計画の見直しが必要になりました。今後は、雲根地区、込地・重地区、南平地区への簡易水道拡張事業及び、老朽化・耐震化対策事業を優先して、新たな給水計画を上下水道運営委員会と上下水道事業プロジェクト会議及び関係機関で検討します。また、平出地区の試掘井の活用についても検討していきます。また、将来にわたり安定した事業経営を行うため、今年度経営戦略を策定します。

水道使用料も下水道使用料金と同じく、村内の上下水道料金の公平化を図るため、平成 25 年度から水道使用料を改正しました。令和元年度の消費税法改正に伴う使用料の引き上げは行わず、現行の料金体系を継続していきます。

(6) 商工振興

中小企業支援策として継続して融資制度を今後も進めていきます。

商工会設置補助については、池田町と連携実施による事務事業、事務局体制などを商工会と協議して補助金のあり方を継続して検討します。

地域資源を活用した地場製品の開発支援を行い、雇用機会の創出により若者の定住を図ります。また、いくさかマル得商品券（プレミアム商品券）の発行及び、住宅リフォーム等補助などにより、地域商工業の活性化対策を図ります。

平成 23 年度から商工会の主催で、商工感謝祭を実施しています。今後も継続して行い、商工業者の活性化につながるよう協力していきます。

平成 25 年度中に、村内で唯一生鮮食品を取り扱っている商店が閉店しました。これにより村内で生鮮食品等の購入ができなくなるため、松本ハイランド農協に生鮮食品等の販売を依頼していましたが、平成 30 年 9 月から現在の道の駅いくさかの郷で生鮮食品を取り扱っています。

平成 28 年度から、生坂村店舗整備促進事業補助金を制定しました。これは、村内で建設、建築、改修する店舗に対し、補助金（補助率 1/3、補助金限度額 200 万円）を交付するもので、平成 28 年度は 1 件、平成 29 年度も 1 件交付しています。

(7) 観光事業

ア 公園の維持管理

公園の維持管理は地域住民の協力をいただきながら村、シルバーセンターが連携し経費の削減を図ります。また、村内各種施設の集客効果をあげるため、施設間の連携を図るなどにより資源の有効的な活用を目指します。

上野農村公園内の準備休憩施設については、農業体験ツアーなどの体験型イベントで施設

を活用するなど、有効活用を進めていきます。

イ 赤とんぼフェスティバル

村内最大のイベントとして定着しており、今年度も10月に開催します。イベントでは、ステージ発表を充実させ、また、人気の花火も予定しています。反省会の意見などを参考に、赤とんぼフェスティバルINいくさか実行委員・区長合同会議で話し合いながら、村民はもとより村外からのお客さんも楽しめる集客効果の高いイベントとなるよう開催します。

ウ 観光資源の活用

数少ない観光資源を最大限に生かし村内への誘客につなげるために、平成26年度から、やまなみ荘にいくさか大好き隊員を1名配置して、やまなみ荘を拠点とした体験型のツアーなど観光事業を企画立案し広報に努めています。

大城・京ヶ倉登山道は活用方法・維持管理など、村民と確認しながら経済効果につながるよう進めていきます。平成28年度には、来場者の満足度向上を目的に、京ヶ倉山頂及び安曇野展望の2箇所北アルプス展望看板を設置し、平成30年度は下生坂側登山道入口の掲示板を更新しました。令和元年度には地域発元気づくり支援金を活用して、登頂記念バッチ、ガイドブック、VR動画の作成、登山道の整備や、破損した掲示板の改修等を実施しました。

スカイスポーツ公園には、平成29年度に障がいのある方もスカイスポーツを体験できる車いすパラグライダーを2機導入しました。

また、平成30年度に松本山雅FCのホームタウンとなったことから、村内で開催する各種イベントへの積極的な活用を図っていき、松本山雅ホームタウンデーには特産品のPRなどを行います。

エ 193カラット（イクサカラット）

平成28年度に、生坂産ぶどうの総称として「193カラット」を制作しました。山清路巨峰などのブランドを守りつつ、今後は193カラットを活用して情報発信していきます。併せて制作したイメージキャラクターの「カラットリン」はイベント等での積極的な活用を図ります。

（8）都市との交流事業

団塊の世代を中心に田舎暮らしへの関心が高まる中、観光資源の乏しい当村では農業や農村風景を観光資源として農業体験ツアーを実施し、農業を通じた都市住民と村民との交流や自然とのふれあいを村の魅力づくりにつなげて、村民の活力と地域の活性化を図るとともに、やまなみ荘及び平成20年度に整備した体験農園施設を拠点に、体験農業や農産物の発送により交流基盤づくりを進めます。また、平成31年4月にグランドオープンした道の駅いくさかの郷も活用していきます。

大城・京ヶ倉のトレッキングは、登山道整備を進めてきたことで春はヒカゲツツジ、秋は紅葉など人気があり県内外からの登山者が増加しています。この人々に村内の各種施設を利用していただくために、各部署及び関係機関との連携を強化して魅力ある企画を立案し、滞在型の交流事業を展開できるよう進めていきます。

(9) 農業振興

ア 生坂農業の活性化

平成 23 年 4 月に生坂農業未来創りプロジェクト会議を設置し、現状把握のため村内 10 区で生坂農業懇談会を開催しています。各区とも農家の高齢化と後継者不足や、不在地主による荒廃地が増え、近い将来耕作放棄してしまう農地が急増するという状況であり、この対策をプロジェクト会議で協議して、農家の今後 10 年後の状況を詳しく把握するために、平成 24 年 8 月と平成 29 年 11 月に村内の全戸を対象に地域農業に関する意向調査を実施しました。そして、意向調査結果に基づき、10 区の分析を行うとともに区ごとの営農推進事項を作成しました。

そして、今まで行ってきた意識調査や農業懇談会の結果をプロジェクト会議で再検討し、今後の各区の特色を活かした生坂スタイルの営農パターンとして

- (ア) 営農組合の活動を活性化するための支援策
- (イ) 高齢化の進んだ地域への新規就農者の就農定住
- (ウ) 将来を見据えた農業用施設の更新及び基盤整備
- (エ) 不在地主への対応
- (オ) 住民への農業技術の研修
- (カ) 人・農地プランの実施

等を定め各区と協議を重ねて実施していくよう、平成 23 年度から農業懇談会を行っています。

今後も、プロジェクト会議での検討及び、農業懇談会を開催して農業振興に導くように活動していきます。

平成 26 年度に見直しされた経営所得安定対策は、平成 30 年度から、行政による生産数量の配分と米の直接支払交付金の 2 点が廃止となりましたが、転作作物への助成やナラシ対策などの支援措置は継続され、米の需給調整についても長野県農業再生協議会より通知される生産数量目安値に沿う形で継続されています。

中山間地域直接支払事業は、農地の荒廃化をなくすよう活動を推進しており、今年度計画の見直しとなります。また、多面的機能支払交付金は、令和元年度に集落組織ごとに新たな 5 年計画を策定し、それぞれ事業が進められています。今後も積極的に活用して、良好な農

村環境の形成や地域協働による環境を重視した活動を推進していきます。

令和元年度から、地域発元気づくり支援金を活用して、営農組織や住民団体への支援策としてパイプハウスの貸し出しを行っています。この事業で土壌診断・栽培指導も併せて行い、いくさかの郷へ冬季間農産物を出荷できるよう支援します。

イ 新規就農研修事業

農業公社で行われている新規就農研修事業は、農地を荒廃化させないために必要な事業であるため、人・農地プランに位置付けて引き続き行っていきます。平成 28 年度に農業女子を対象とした研修棟を整備し、平成 30 年度から研修を開始しました。また、帰農者やUターン就農者への基本技術の習得支援を行います。

ウ 県営中山間総合整備事業

農業の活性化を図るために、村内一円の農業用排水施設整備などの農業基盤整備事業及び、農業集落道整備などの農村生活環境整備事業が総合的に行える、県営中山間総合整備事業を、平成 27 年度から着手して 6 年計画で実施しています。令和元年度は、南平・北平の圃場整備、宇留賀才光寺の水路工事、下生野の農業用排水施設の測量設計を行いました。

今年度は、残りの地区の工事・調査・設計を行う予定です。

エ 農村集落活性化支援事業

今まで進めてきた遊休農地解消、農商工の 6 次産業化の取り組みを基礎にして、まち・ひと・しごと創生法により、農水省の地方創生に向けての事業として新設された「農村集落活性化支援事業」を平成 27 年度から令和元年度まで実施し、住民が主体となった地域の将来ビジョンの作成と、県営中山間総合整備事業で設置した直売施設及び加工施設の運営、庭先集荷、生鮮食品の販売対策、農産物に価値をつけての直売の仕組みづくりや、地域営農組合の法人化への支援体制の構築などについて進めてきました。本事業の成果をもとに、今後実践的に取り組んでいきます。

オ 有害鳥獣対策

有害鳥獣による被害が拡大しているために、団地を囲む侵入防止柵による獣害防止対策を地区の要望により補助事業を申請し推進します。平成 29 年度は日岐区、令和元年度は下生野区で実施しました。

平成 24 年度より猟友会の組織強化を図るために会員登録料等の半額を補助し、猟友会の協力を得て、サル・イノシシ・シカ・ハクビシン・カラスなどの有害鳥獣を駆除し、農業被害の減少に努めます。また、個別の電気柵による被害防止対策には、1 世帯または 1 団体につき補助率 2 分の 1 で、上限 10 万円の補助金を交付し防除機具等設置事業を推進しているところですが、被害が増加していることから、令和 2 年度より狩猟免許の取得更新費用の一部支援や、防除機具等設置事業に新たに複数人で共同設置する場合も支援の対象とする新し

い補助制度を設け、支援策を拡充します。

各区、農業関係団体、猟友会、警察が連携して対策を検討し、実践的な駆除対応を行うように生坂村有害鳥獣駆除対策協議会により対応していきます。

カ 受益者負担

基盤整備事業や施設整備事業を実施する際には、受益者に充分説明協議し適正な負担金を徴収します。

キ 補助基準の策定

村単補助事業等では要綱等を作成し、行政が負担すべき内容が明確になるように補助基準等を定め住民（農家）に周知します。

ク 地域活性化事業

平成20年度以降、開催した講座から活動グループへ進展した「女・人輝きくらぶ」や「おじさま倶楽部」「ハチクの会」などにより、生きがいつくりや村の特産品開発、地域の食文化伝承などが行われ、その活動は地域の活性化の源となっています。今後も継続して活動を支援していきます。

ケ 加工施設

加工施設は農業公社が指定管理で運営し、村民が利用しやすい環境を整えます。また、老朽化した加工機械についても過疎対策事業債を財源として随時更新していきます。

コ 山村活性化対策事業

令和2年度より、農水省の事業である山村活性化対策事業を実施していきます。この事業により、生坂村の豊かな自然や風土などの観光資源を生かした取組みや情報発信などに努めるとともに、ぶどうに次ぐ特産物の開発、多様な地域の素材を活用した6次産業化の推進などの農業振興を实践し、道の駅いくさかの郷を核とした地域振興策を図り、農産物の販売額の増加や人材育成、さらには新規就農者の定住につながるよう取り組みます。

(10) シルバーセンター

シルバーセンターの事業は、会員の就労により高齢者が社会参加及び生きがいの充実を図り、健康維持に導く事業です。今後、新会員の加入促進と体制強化に努め、運営に対して現状により補助を行っていきます。

(11) 災害復旧事業

令和元年10月の台風19号による暴風雨と豪雨により、村内では土砂崩落や流失、落石や倒木、河川護岸損壊などの被害が発生しました。そのうち当村で復旧工事を行う箇所は、村道で池沢地区と込地地区、農業用施設で下生野揚水機場（上流）と下生坂農道の4箇所、

農業用施設は令和2年3月までに完了、村道2路線は今年度に工事を繰り越して施設の復旧を進めます。

◆ 教育部会 ◆

(1) 地方教育行政改革

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月から施行され、教育の政治的中立性や安定性を重視しつつ、教育行政の権限と責任を明確にし、児童生徒や保護者及び地域住民等の意向・悩みなどへ迅速に対応するため、当村においても平成28年度から教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置いています。

また、平成27年度から、総合教育会議をとおして村長と教育委員会との連携をさらに強化し、開かれた学校づくりを推進しています。

(2) 学校教育事業

生坂の自然や文化を大切にし、生坂村に愛着と誇りをもち人間性豊かな児童・生徒を育成するため、一人ひとりの個性を尊重し、自ら学び自ら考える力を養いながら、基礎的な学力の向上が図られるよう努めていきます。

社会的視野を拓げるため、地域の人や各団体を講師に迎え、地域社会について学ぶとともに、山間地校ならではの特色を生かした、きめ細やかな学校運営ができるよう努めていきます。

当村における保小中一貫教育に関しては、平成29年度に設置した保小中一貫教育研究検討協議会により、引き続きメリット・デメリットなどを考慮しながら様々な視点から検討するとともに、研究・協議を重ねた結果に基づき、関連施策を進めてまいります。

登下校を含めた学校生活が楽しく安心して送れるよう、引き続き学校と家庭や地域との連携を図ります。生坂村コミュニティスクール 生坂大好き「わくわく^{がっこう}楽校」の活動を継続し、教育関連施設の整備などについては、今後も様々な検討を行いながら、子どもたちの学校生活環境の向上や、教職員が教育に専念できるよう施設の充実に努めます。また、教育内容の変化や高度化に対応していくため、教職員の資質の向上も図っていきます。

ア 学校教育

不登校やクラスに入れないなど、様々な状況の子どもたちに対する正しい認識を持つこと

が地域社会はもちろん、家族にも求められています。また、全ての子どもたちが楽しく学校生活を過ごすことができる環境を整える必要もあります。そのため、適切な指導及び必要な支援が受けられるよう教育支援委員会を設置し、早期から教育相談を行い、一人ひとりの適切な学びの場を判断していきます。

小・中学校の児童・生徒が、経済的な理由で、学習を妨げられることのないように、就学援助制度を設けています。新入学児童・生徒学用品費は入学前の時期に必要なと考えられることから、平成 29 年度から入学する年の 2 月に前倒をして支給しています。

学校徴収金については、保護者負担軽減のため、従来どおり村単独事業で引き続き支援を行います。

平成 30 年度より、中学校間の交流連携事業として北海道標津町との交流学习を行っており、異なる土地の伝統、自然・文化を学ぶ機会を設けて、将来を担う人材の育成を図っています。

外国語指導助手(A L T)の配置については、令和元年 8 月に新規の A L T を迎えており、中学校はもとより小学校でも外国語に触れる授業を継続して行っています。

また、平成 30 年度には、小学校に学校司書を配置し、学校図書館の整備事業と併せ図書館運営の充実も図っています。

イ 教育の情報化（I C T 利活用）

小学校では平成 29 年度に、パソコン教室のパソコンをデスクトップ型からタブレット型に更新し、各教室には県内で初導入となる外付けの電子黒板を設置しました。特色のある教職員配置事業の活用で、I C T に特化した教職員を配置し、時代のニーズに沿った教育を推進してきています。

また、中学校では平成 30 年度に、コンピュータ機器の再調達を行い、新学習指導要領の実施に向けて、生徒の情報活用能力の育成を図っています。

今後については、今年度に国が進める「G I G A スクール構想の実現」に基づき、小中学校の校内通信ネットワークの構築を進めます。将来の高速通信情報化社会を見据え、児童生徒が大容量教材、動画視聴などがストレスなく利用できる校内通信環境整備に取り組みます。

ウ 子どもの安全確保

全国各地で子どもたちが被害者となる凶悪な事件が相次いでいるため、村では関係機関との連携を図る会議の開催や青色回転灯装着車などを利用した安全確保のためのパトロール、防犯用具の購入ほかの他、何よりも心強い村民によるボランティアでのパトロールが行われています。

こうした取り組みは継続することが大切となりますので、生坂村防犯協会を中心とした関係機関との連携を保ち情報交換や点検を行うとともに、地域全体で地域の子どものため、

村民にも協力してもらえよう、安全のための啓発活動を実施していきます。

また、児童生徒の安全を脅かす犯罪や事故などが多発する中で、少年の非行問題が広域化、多様化、深刻化してきている現状を踏まえ、平成 28 年 2 月には、児童生徒の安全確保と非行の防止を図るとともに、豊かな感性や情操、思いやりの心を育む児童生徒の健全育成を推進するため、安曇野警察署と所轄警察署管内の教育委員会などが相互連絡に関する協定を締結しました。これにより、それぞれが自らの役割を果たしつつ、問題の所在を相互に理解し、緊密な連携のもとに効果的な対応を図る体制を整えていきます。

エ 学校給食センターの運営

学校給食センターは、衛生的で安全な給食作りを基本に、心のこもった給食を提供するために、食品添加物が少ない食材・食品を使用し、吟味した食材料を手作りにより調理しています。村内産の野菜類を多く使用するために、村内農家の皆さんや各種団体の協力を得て、納入者の拡大と地産地消を図るとともに、給食を通して子どもたちが食の大切さを学ぶ「食育」にも力を入れています。

また、平成 30 年度からの児童・生徒の給食費無料化や村内ボランティアの方からの食材の寄贈により、保護者の負担軽減を図り、子育てしやすい環境をつくっています。

施設の運営については、給食がもとになる食中毒等の事故が起こらないよう、施設や衛生管理を徹底し職員の健康管理にも充分注意を払うよう努めています。

オ 学校施設の維持管理

小学校の校舎は建設から 40 年以上経過しているため、老朽化に伴う改修や補修を随時行っています。平成 30 年度は、開校 40 周年記念事業として図書館整備を行い、書架の入れ替えや照明の LED 化により全体的に明るい館内に改修し、令和元年度には、児童が快適に読書や調べ学習ができるように、図書館にエアコンを設置しました。今年度は、パソコン教室のエアコン更新工事を行います。

中学校の校舎については、建設から 20 年経過していますが、大きな改修などが必要となる前に、日頃の点検により異常などの早期発見に努めます。

今年度には、老朽している照明を LED に更新して、学習しやすい教室整備、消費電力の減少を図ります。

それぞれの施設の耐震化については、天井等落下防止対策として平成 26 年度に非構造部材の総点検を実施し、平成 27 年度に改修を行いました。

また、平成 25 年度には国の学校施設環境改善交付金事業を活用し、小・中学校に太陽光発電システムの導入や、各教室へのエアコン設置、小学校の屋外環境改善整備を行いました。太陽光発電システムにおいては、売電による収入も見込める他、発電状況をモニターで確認できるため、自然エネルギーについて学ぶ良い機会になっています。

令和元年度に策定した学校施設の個別施設計画をもとに、今後も改修方法、財政負担等充分検討し、引き続きその対応に努めます。

カ 教職員住宅の整備

老朽化している教職員住宅を整備することにより、任地居住できる教職員が増え、児童生徒への様々な対応へ専念できることが期待できます。

今後も必要に応じ、修繕・改修等を行い、教職員の通勤等の負担軽減に努めます。

(3) 公民館事業

ア 文化系教室の実施

事業の計画・実施にあたっては、公民館長、分館長、分館主事など関係者が毎年の反省を踏まえ計画を立て、社会教育委員の意見を聞き実施しています。今後も引き続き村民からの意見、要望等を聞きながら、専門的な内容から一般的な内容まで、より多くの村民が参加できるよう開催日、時間、場所などを検討し事業の推進を図っていきます。また、各課等でも生涯学習が行われているため、必要に応じ連携を図ります。

各種教室の講師については、村内関係者に依頼しており、令和元年度に開催した公民館教室の 16 教室中、8 教室を村に関係する方々が担っています。これからも村内の様々な技術や知識をもった方を発掘し登用していきます。教室で作成した作品については、毎年 10 月に行う赤とんぼフェスティバルに併せ、生坂村文化祭で展示発表しています。

また、平成 29 年度から新たに開設した「地域未来塾」では、信州大学の協力のもと、希望者を対象に土曜日の午後を利用した学習支援事業を行っています。令和元年度からは対象者を全中学生に拡大するなど、中学生の学力向上のため支援内容の充実を図っています。

イ スポーツ系教室の実施

住民の健康維持と運動意欲向上を目的に、公民館事業としてスポーツや運動をする機会と環境を提供し、常に住民のニーズを把握しながら各教室や講座を計画していきます。

そして、継続している教室についても手法などを検討し、開催方法等を変更していくことで住民の参加を促していきます。

さらに、平成 25 年 1 月に松本大学と連携協定を締結したことで、各種事業を展開しており、現在、健康福祉課と共に体力調査を含めた運動教室の開催や、小学校児童を主な対象とした運動支援の講座を実施しています。

また、部活動の充実と技術向上を目的に、平成 23 年度から公民館と中学校が連携してバドミントン部の支援をしており、中学生の運動能力向上を図ると共に、現在、卒業した先輩たちが後輩へ指導する好循環が生まれ、社会体育事業の成果が上がり始めています。加えて、平成 29 年度からは小学生を対象とした少年少女バドミントン教室を通年開催し、講師を体

育協会バドミントン部に依頼することで、中学校部活と社会体育事業のつながりを構築しています。

今後、少子高齢化が進行することを踏まえ、社会教育委員やスポーツ推進委員などと研究・協議を行い、多くの村民が継続的にスポーツを楽しめるよう努めていきます。

ウ 成人式

平成 23 年から式典にはご家族や一般の方にも参加していただいておりますが、さらに、村関係者以外にも成人者との関わりの深い多くの方々に祝う事のできる式を目指していきます。

エ 村民運動会

平成 28 年度から村民運動会と村民総合スポーツ祭を試行的に交互で開催してきましたが、社会教育委員(分館長)・公民館・スポーツ推進委員合同会議で検証・検討した結果、今年度からは種目やチーム編成を再検討し、多くの村民が参加できる内容に見直した上で、村民運動会を毎年開催していくことになりました。今年度は5月17日(日)に開催する予定です。

開催方法については、今後も村民の親睦を図る場として様々な意見を参考に、分館役員の方々やスポーツ推進委員と検討していきます。

(4) 社会人権教育・男女共同参画事業

人権問題に関する教育には学校・社会教育を通じて力を入れていますが、誰でも参加しやすい学習会や研修会などの開催を心がけるとともに、人権擁護委員とも連携を図り健全な地域社会の形成に努めます。平成 29 年度に男女共同参画推進協議会を立上げており、令和元年度に見直し策定した第2次男女共同参画計画(令和2年度～令和6年度)に基づき、男女共同参画や社会人権教育に関する研修会などを開催し、男女平等思想に立った啓発や女性の社会活動を推進していきます。

(5) 文化財保護事業

生坂村固有の風土や歴史を保存し、先人から受け継がれた文化を学び、これらを理解して住民共有の財産とすることは、非常に重要なことです。

村では、数多くの有形文化財、無形文化財、天然記念物などを指定文化財として登録しており、文化財保護委員による村内一斉パトロールを毎年実施し、現況を調査するとともに文化財の説明板の設置を行うなど、保護と保存活動に努めています。

また、歴史や文化を継承する意識の醸成が一層重要となってきているため、歴史的人物、文化財等の資料の収集や整備も必要に応じて行い、村民との協働による文化財の修理、保全管理を進めます。

こうした取り組みの中で、平成 24 年 11 月に農村資料館のギャラリーを頌徳館として、法学博士「加藤正治（犀水）先生顕彰会」が設立され、村の先達となった偉人を発掘し顕彰していく体制が創設されました。平成 29 年度に村で購入した加藤正治（犀水）先生の生家である「旧一星邸」は、平成 30 年度に登録有形文化財の登録へ向けて調査を行い、国へ申請をした結果、令和元年度に登録となりました。今後は、地域づくりに活かされる活用方法について検討していきます。

そして、村民から寄贈された貴重な民俗資料の展示・公開と、健全な保全を図るため、平成 23 年 7 月に施設外からも展示品を見学することができる「山清路の郷 資料館」を開館しました。さらに、農村資料館にオープンした加藤正治頌徳館を平成 25 年度に改修し、展示・観覧しやすくすることで利便性を高めています。今後も、各施設においてイベントや講座・教室の開催などに有効活用し、地域活性化の拠点としていきます。

現在、過疎化・高齢化により文化財そのものの維持が課題となってきている地域があるため、文化財保護委員などを通じて実態を把握し、文化財の保護・保全が図られるよう努め、文化財めぐりや公民館教室などの開催により、住民の歴史や文化に対する意識高揚が図られるよう推進していきます。

（6）保健体育事業

ア 体育協会補助金

体育協会が担っている各種スポーツは、競技年齢層などの変化により競技人口が減少してきていますが、村外で開催される大会に参加するなど、活発な活動が行われている部もあります。

そのため、補助金については見直しなどを行いながら村民の体育の向上、推進に主眼を置いた取り組みが、さらに図られるよう努めていきます。

イ スポーツ振興

B & G 海洋センターや村民総合グラウンドなどの体育施設や各スポーツ用具等を常に利用できるよう整備を行い、住民などがスポーツや運動を行う環境を整えていきます。

また、B & G 海洋センターにおいてソフトバレーボール大会や水泳大会などを開催することで、団体競技や個人競技、地域及び世代を超えたコミュニティの育成と体育の推進を図っていきます。

さらに、体育協会やスポーツ推進委員はもとより、健康福祉課や松本大学とも連携して、体育館やグラウンド、プールなどを活用したスポーツや体操の普及と指導を行い、住民の健全育成を推進します。

また、平成 30 年度からホームタウンとなった松本山雅 F C とも連携し、地域交流や住民

同士のコミュニティ形成を図りながら、健康増進にもつながる講座や研修会、スポーツイベント等を開催し、世代を超えた交流の促進や健康への意識を高めていくことで、個々の体力増進、運動習慣の形成につなげます。

(7) 各施設運営事業

ア 児童館・生涯学習施設

児童館・生涯学習施設（たんぼぼ）は、開館以来多岐にわたるボランティアの皆さんに支えられ運営しています。

児童支援においては、子ども達が安心して活動できる場の確保と、児童の健全育成を支援するため、放課後児童支援員・学習支援員をはじめ、放課後子ども教室の地域コーディネーター・教育活動推進員・教育活動サポーターなど多くの方々が携わっています。

また、併設している図書室は、施設開設当初から図書ボランティアの協力により、現在約18,000冊の蔵書を管理しています。平成23年度に司書を配置し、蔵書管理や本の案内、利用者への支援を行っています。平成26年度には小・中学校に図書管理システムを導入し村の図書室と学校図書館での相互貸借により、学校図書館の本も借りられるようになりました。引き続き、I C NやTwitterなどを有効活用し、村内外への広報に一層力を入れていきます。

なお、施設開設から17年を経過し老朽化が懸念されることから、今年度はホール、遊戯室などのフローリング部の改修や学習室のエアコン更新工事を行います。このほか、日常点検を行い大きな施設改修にならないよう努めていきます。

イ スポーツ施設

ファミリースポーツパークは、平成22・23年度にテニスコートの改修、遊具の撤去と新設、多目的広場、マレットゴルフ場の新設、クラブハウスの改築など施設のリニューアルを行いました。また、総合グラウンドも平成24年度にベンチと階段の改修を行いました。今後も老朽化が進む施設の維持補修を、予算の範囲内で積極的に実施します。

B&G海洋センターについては、建設から25年以上が経過していることから、平成30年度に、B&G財団から助成していただき、アリーナ内非構造部の耐震改修、照明のLED化と屋根、外壁の塗装などの改修修繕工事を行いました。また、平成29年度には、コミュニティ事業を活用し、アリーナに小さいお子さんも遊べるキッズスペースやロビーで気軽にくつろげるスペースも設けています。今後も学校、体育協会、公民館、区・分館などと協力し、村民が利用しやすい施設としていきます。

また、ファミリースポーツパーク・総合グラウンド・海洋センター周辺は、スポーツ施設が集中しているエリアなので、いつでも・誰でも気軽に利用できる施設として、やまなみ荘とも連携を図り、一層の施設の有効活用を図るよう努めます。

(8) 保育事業

ア 保育施策

令和元年 10 月から幼児教育無償化が始まり、3 歳から 5 歳児の保育料が無償となりました。なお、これまで保育料に含まれていた給食費は無償化の対象外ですが、今後も無料にすることで、保護者負担の軽減を図っていきます。

全体の園児数は減少傾向にあります。保育のニーズに応える施策を進めていきます。

仕事をしている保護者への子育て支援として、長時間保育は朝 7 時 30 分から、夕方は 6 時 30 分まで受け入れています。また、未就園児の一時的預かり保育や親子での保育園体験など子育てのサポート役として努めていきます。

保育所は保護者の労働などの事由により、家庭において必要な保育を受ける事が困難な場合に保育する施設です。しかし、生坂村には幼稚園がないため、平成 28 年度から特別利用保育として保護者が労働等の事由がなくても、満 3 歳以上の子どもを保育園に預けることができる 1 号認定を設けています。

イ 保育内容

一人ひとりの子どもの発達や成長を、しっかり見守る保育に取り組みます。子ども・子育て支援係や保健師、専門機関との連携を深め、支援が必要な場合は各機関と連携し、保護者の意向も聞きながら、早期に適切な対応をしていきます。

また、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、社会生活や対人関係を営んでいくために必要とされる基本的な技能や力を家庭と協力し合って育てていきます。

平成 21 年度から行っているイングリッシュランド事業では、遊びながら楽しく異文化に触れる事を目的に、年 15 回開催しています。また、平成 21 年度から行っているエコ活動は、食育活動と合わせ物の大切さや環境への意識を高め、ゴミの分別など子どもにもできる身近な事をこれからも続けていきます。

ウ 保育環境の整備

子どもが自主的、自発的に環境に関わり、十分遊び込める環境作りに努めていきます。毎年、園庭遊具点検は行っていますが、建設より 20 年近くが経過しているため、遊具の劣化に伴う改修を必要に応じて行っています。

エ 地域との連携

平成 23 年度から行ってきた防災活動は、保育園が避難所になっているため引き続き地域の方や保護者と連携し、防災意識の向上に努めていきます。

村の司書と連携して絵本の選び方や与え方を保護者に知ってもらうなど、子どもが本好きになるための活動を進めていきます。また、子ども達が図書室を訪問し本の貸出しを経験したり、図書室の本を園に貸出してもらうなど、村図書室を身近なものとして活用し、

本に親しめるようにしていきます。

(9) 子ども・子育て支援事業

ア 子ども・子育て支援業務

これまでの計画を令和元年度に見直し、新たに策定した第2期子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)に基づき、新生児から18歳までの全ての子どもと親や家族、そして子育ての協力者となる地域住民を対象に、子支援・親支援・地域支援といった総合的な子育て支援を推進していきます。

子育て支援センター「なのはな」内の育児支援の拠点及び未就園児親子を対象とした「ぴよぴよひろば」は、年間を通し様々なイベントを行い、親子の触れ合い、親同士・子ども同士の交流を図っています。子どもの養育が一時的に困難となった場合などに預かる子育て短期支援事業や、病気回復時の子どもを預かる病後児保育事業、子育てを相互援助する子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の体制も整えていきます。

なお、平成27年度から要保護児童対策地域協議会の事務局並びに児童虐待相談窓口を健康福祉課から教育委員会に移し、児童虐待対応及びその予防・防止に向け、村内外関係機関等と連携を図りながら取り組みを行なっています。

また、平成28年5月の児童福祉法一部改正に伴い、令和元年度より生坂村子ども家庭総合支援拠点を設置しています。子ども家庭支援員を常時2名配置することにより、村内全ての子どもと、その家庭及び妊産婦などに対して必要な支援に関わる業務全般について、他機関との連携を図りながら、中核となって継続的なソーシャルワーク業務を行っていきます。

イ 教育支援体制

生坂村教育支援委員会により、障がいの有無に関係なく、幼児児童生徒の成長・発達、就学相談及び一貫した教育支援に関し、専門的かつ総合的な支援体制を整えていきます。

ウ 補助金・貸付金

平成24年度に創設した入学祝金事業により、小学校入学時30,000円、中学校及び高校入学時には10,000円を、対象である児童生徒の保護者に支給しています。また、平成26年度から奨学金貸与条例等を全面的に見直し、対象を従来の高校から短大・大学まで拡充し、償還期間を大幅に延長するとともに、免除規定を設けるなど、奨学生のUターンを図り、過疎化対策に取り組んでいます。

◆各部会連携事業◆

(1) 定住対策

各部会で連携し、公営住宅・村営住宅・空き家を有効活用し、定住人口が増加する研究を進めます。村内の空き家の調査を行い、各自治会活動に協調し参加する方に、空き家を紹介する空き家バンク制度を平成 22 年度に立ち上げ、以来約 40 軒の所有者のご協力により空き家登録をしていただきました。生坂村ホームページや長野県の移住者向けポータルサイト「楽園信州空き家バンク」に写真等の情報を掲載し、村内に移住を希望する方に紹介しています。空き家の活用についての情報提供を行い、今後も入居可能な空き家の所有者に空き家バンク制度への登録依頼を進め、移住希望者の募集強化を図っていきます。

平成 25 年度から村が空き家をリフォームして、いくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員）など移住者が居住しています。この他、村が取得した空き家を利用して、田舎体験ハウス、おためし移住体験ハウスや村営住宅として整備し、移住人口の拡充を進めます。

そして、平成 30 年度から新設した移住定住対策に向けての生坂村移住定住・空き家対策事業補助金と生坂村住宅リフォーム等補助金の補助内容をそれぞれ拡充し、移住者及び若者世帯の定住を進めていきます。

(2) 各事業横断的実践チーム『知恵の輪委員会』の設置

平成 21 年度から、各所属の全係長による横断的実践チームを設置しました。

事務局は村づくり推進室で行い、当委員会の役割は各所属の実務者（係長）レベルで課題等を検討し実施方法案を見出すことと、係ごと連携して行う事業について調整し、各所属間の連携を強化することにより、円滑な事業の推進を図ります。

(3) 集落の活性化対策

平成 20 年度から実施している区振興交付金の交付により、各区の特色を活かした運営ができるようになりました。今後もさらに協働事業の推進を行うため、平成 23 年度に新設した、村独自の生坂村絆づくり支援金制度を活用し、各地区の特色を活かした事業に対し支援していきます。集落の中には人口の減少と高齢化により、機能の低下した集落がでてきています。このような集落については、平成 25 年度から地区担当職員と連携しいくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員と集落支援員）の協力体制により、地域づくりと様々な支援の充実強化を図っていきます。

(4) 道州制について

道州制とは、現行の都道府県を廃止して、複数の県を統合した道州をつくり、地方の自立を目指す統治制度です。全国を9から13の道州に統合し、県の機能が集約されコストの削減や時代に合わなくなった中央集権体制を壊すことができます。市町村も広域的な20万人以上規模の「基礎自治体」という名称になり、生坂村のような小さな市町村は合併をするようになります。

この制度の問題点は、

- ① 税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏が有利となり、地域間格差は拡大する。
- ② 税財源が国から地方に移ると同時に、1,000兆円を超える国の債務をどうするのか。また町村の財源がどこまで保障されるか明らかにされていない。
- ③ 小規模町村は、「基礎自治体」として認められず「合併」を強いられ、これまで町村で培われてきた自治は衰退してしまう。
- ④ 小さな市町村がなくなるため地域の支え合いがなくなり、国を弱体化させる。

以上のことにより、全国町村会・町村議会議長会では導入反対の要望をしています。村議会も平成25年3月定例会で、国に対して議員発議の道州制導入に反対する意見書を提出しました。

(5) 集落との連携事業

地区との農業懇談会を契機に大日向地区では平成25年度から遊休荒廃地を活用した農地再生事業を開始しました。この事業は、地区と村、農業公社が連携して取り組みを進めており、村の事業支援では、国の過疎集落等自立再生緊急対策事業によるいくさか大好き隊居住のための空き家のリフォームや、地区公民館の改修などの施設整備等を実施しました。

また、県の集落「再熟」実施モデル地区支援事業では、いくさか大好き隊員と地区の農業指導員、農業公社が中心となって、荒廃地の農地再生と試験栽培に取り組んできました。

平成27年度以降も、地域発 元気づくり支援金事業や県営中山間総合整備事業を取り入れて、地区と連携を図りながら、協働作業を通じて、就農希望者が地区農家として自立して生活できる体制づくりや地域農業の推進による地区の活性化を目指していくこととします。

(6) まち・ひと・しごと創生法による地方創生の推進

国では、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し推進しています。

これまで当村では地方創生関係交付金を活用し、道の駅開設に向けた施設内の整備、大日

向平地区でのぶどう棚整備や商標登録、ゆるキャラ「カラットリン」の製作など、ぶどうの生産と販売強化に関する事業の他、子育て支援や交流人口の増加、社会就労センターの統合による就労の場の確保など、当村の実情に即した事業を実施し、地方創生の充実・強化に向けた取り組みを推進してきました。

今年度から第2期となる「生坂村人口ビジョン」と「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、人口維持と地域の活性化に向け、今後5年間の目標や実施する施策について、地方創生関連事業を取り入れるとともに村民をはじめ各関係機関と広く連携して進めていきます。

(7) ポイント制度

平成30年度から村が行う事業（各種懇談会や子育て支援、健康づくりなど）について村民への周知や参加を促すため、スタンプカード方式により指定された事業に参加などした場合にポイントを付与し、そのポイント数によりやまなみ荘の利用券やかあさん家の割引、ごみ袋、村内で使える商品券などと交換できるポイント制度を実施しています。

令和元年度からは、いくさかの郷の直売所で割引ができるほか、商品券等の交換場所に健康管理センターを追加するなど、気軽に交換できるようになります。

(8) 松本山雅との連携

生坂村は、松本山雅FCとスポーツを通じた様々な活動を連携・協力して展開していくことで、互いに活性化・活躍していくことを期待し、平成30年8月にホームタウンとなりました。

地域にあるプロスポーツを身近に感じられるよう、松本山雅関係者を講師とする健康づくりやスポーツ交流事業などを実施し、Jリーグで戦う松本山雅との連携により村の情報発信やPRなどに努めます。そして、松本山雅FCがJリーグで活躍することは、村の情報発信、地域の活性化につながるため、生坂村からの応援の声を届ける活動も実施します。

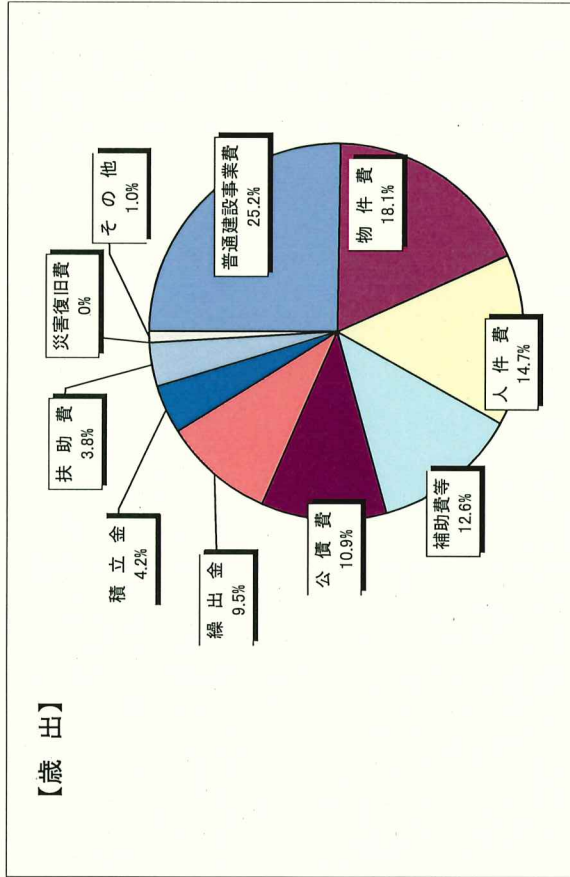
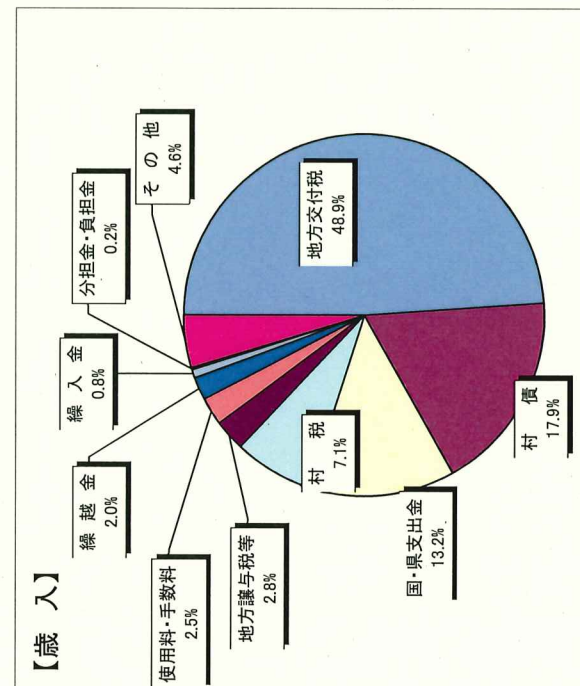
(9) 特定地域づくり事業協同組合

地域人口急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が、令和2年6月4日に施行されます。当村も、この法律により特定地域づくり事業協同組合を設立して、新たな雇用の場（安定的な雇用環境、一定の給与水準）を創出し、移住や定住の促進を図っていくように計画しています。

6. 村の財政状況

(1) 普通会計の決算の状況

ア. 平成30年度普通会計決算の状況(※1)



(単位：万円)

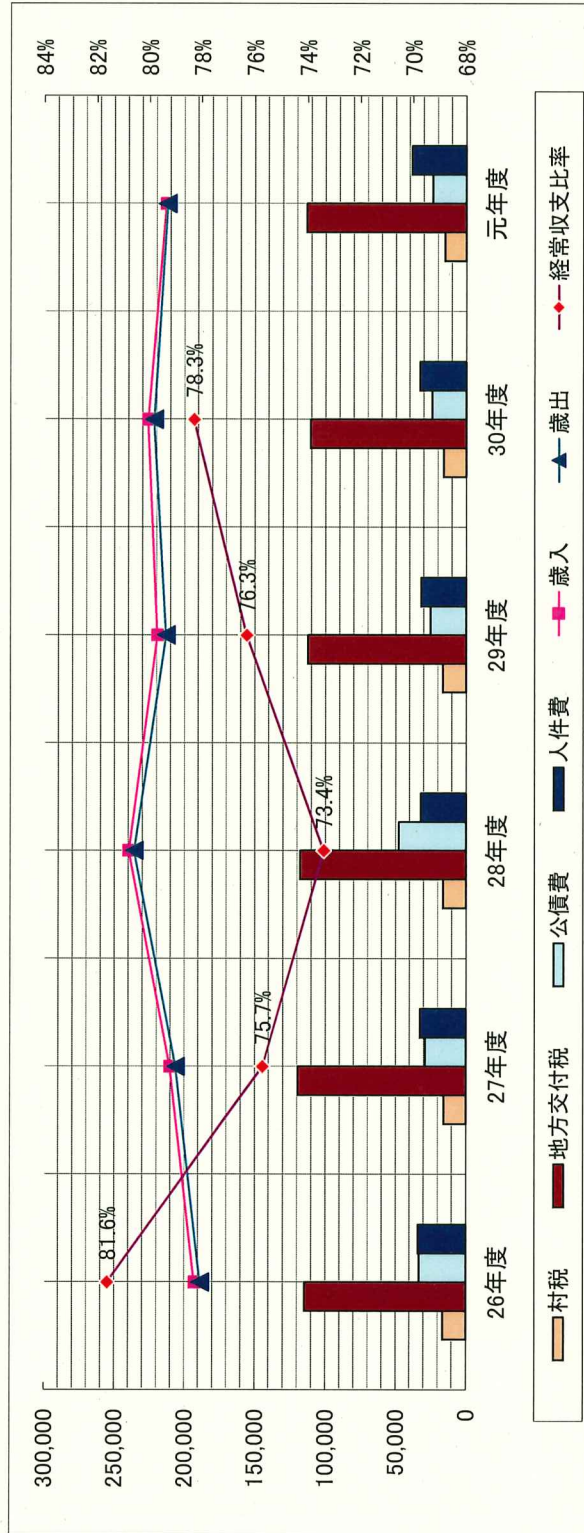
項目	金額	性質別	項目	金額	目的別
地方交付税	11億495		普通建設事業費	5億6,039	議会費
村債	4億488		物件費	4億120	総務費
国・県支出金	2億9,728		人件費	3億2,735	民生費
村税	1億6,083		補助費等	2億8,044	衛生費
地方譲与税等	6,275		公債費	2億4,152	農林水産業費
使用料・手数料	5,631		繰出金	2億1,137	商工費
繰越金	4,537		積立金	9,255	土木費
繰入金	1,727		扶助費	8,366	消防費
分担金・負担金	444		災害復旧費	0	教育費
その他	1億612		その他	2,126	公債費
計	22億6,020		計	22億1,974	災害復旧費
					計
					22億1,974

(※1) 「普通会計」とは、村の一般会計と村営バスの特別会計を合算し、重複している部分を除いたものです。

(※2) 歳入及び歳出のうち性質別の各項目は、当該決算年度の金額の大きいものから順に表記をしています。

イ. 村の財政の推移【平成26年度～平成30年度、令和元年度（決算見込）】（単位：万円）

年度	歳入総額			歳出総額		
	村税	地方交付税	人公費	公債費	人公費	人公費
26	19億2,646	1億6,398	11億4,687	18億8,685	3億3,137	3億5,808
27	21億341	1億5,851	11億9,568	20億6,245	2億8,916	3億5,821
28	23億9,736	1億6,087	11億7,733	23億6,027	4億7,560	3億5,760
29	21億9,392	1億6,331	11億2,222	21億3,355	2億5,238	3億1,823
30	22億6,020	1億6,083	11億495	22億1,974	2億4,152	3億2,735
元（見込）	21億3,065	1億5,092	11億3,166	21億2,463	2億3,607	3億8,547



※「経常収支比率」は、毎年の人件費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税などの一般財源がどれだけ充当されているか、その割合を示す指標で、数値が高い場合、自由に一般財源の用途を決めることが出来ないことを意味し、様々な事業を行うことが難しくなります。

当村の普通会計の決算でもわかるように、歳入のうち、自主財源である村税の割合が1割に届かず、地方交付税が5割を占める状況となっており、交付税依存による財政運営と言えます。現在、村の大きな課題は、人口減少により村の規模に応じて国の交付税や交付金等が減収となることが見込まれ、財政運営に影響を及ぼすことが懸念されます。今後も、持続可能な財政運営を行っていくために、将来負担を考慮し、計画に基づく事業を推進していくことが重要であると言えます。

(2) 財政のシミュレーション

ア. 令和2年度～令和6年度【5カ年】

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
村税	1億5,094万円	1億4,873万円	1億4,739万円	1億4,606万円	1億4,475万円	
地方譲与税等	6,508万円	6,548万円	6,623万円	6,653万円	6,687万円	地方譲与税等には、税交付金、交通安全対策特別交付金、地方特例交付金を含む。
地方交付税	10億9,000万円	11億400万円	10億7,800万円	10億9,200万円	10億7,600万円	地方交付税は、普通交付税及び特別交付税の収入見込額を計上。
小計	13億602万円	13億1,821万円	12億9,162万円	13億459万円	12億8,762万円	
分担金・負担金	651万円	491万円	491万円	441万円	441万円	
使用料・手数料	8,748万円	8,698万円	8,698万円	8,698万円	8,698万円	
国・県支出金	2億7,274万円	1億5,837万円	1億5,789万円	1億5,638万円	1億5,707万円	
繰入金	1,545万円	1,500万円	1,500万円	1,500万円	1,500万円	繰上償還に係る繰入金がある場合計上。(財源補てんに係る繰入は見込まない。)
繰越金	699万円	500万円	500万円	500万円	500万円	
諸収入	2,052万円	4,208万円	2,208万円	2,208万円	2,208万円	
村債	3億2,460万円	1億6,600万円	1億6,600万円	1億6,600万円	1億6,600万円	村債は、過疎対策事業債及び臨時財政対策債を計上。
その他	1,662万円	1,787万円	1,786万円	1,787万円	1,787万円	その他は、財産収入及び寄付金を計上。
小計	20億5,693万円	18億1,442万円	17億6,734万円	17億7,831万円	17億6,203万円	

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
人件費	4億8,119万円	4億9,165万円	4億9,126万円	4億8,467万円	4億8,110万円	
扶助費	9,380万円	9,319万円	9,309万円	9,299万円	9,191万円	
公債費	2億4,866万円	2億7,803万円	3億507万円	3億1,736万円	3億182万円	
小計	8億2,365万円	8億6,287万円	8億8,639万円	8億9,294万円	8億7,322万円	
物件費	3億270万円	2億8,763万円	2億8,444万円	2億8,695万円	2億8,526万円	
補助費等	3億663万円	3億687万円	3億630万円	3億647万円	3億578万円	
繰出金	1億6,007万円	1億4,957万円	1億5,555万円	1億5,901万円	1億5,910万円	
普通建設事業費	3億3,432万円	1億8,461万円	1億461万円	1億761万円	1億456万円	
その他	1億2,748万円	2,083万円	2,084万円	2,083万円	2,083万円	その他とは、災害復旧事業費・維持補修費・積立金・投資及び出資金・貸付金を計上。
小計	20億5,485万円	18億1,238万円	17億6,116万円	17億7,589万円	17億5,036万円	

差引	208万円	204万円	618万円	242万円	1,167万円	
----	-------	-------	-------	-------	---------	--

イ. 積立基金の状況

年度末 / 区分	財政調整基金	債基金	その他特定目的基金	基金・合計
令和元年度末・基金残高(見込)	5億2,269万円	1億8,328万円	8億8,828万円	15億9,425万円
平成30年度末・基金残高	5億2,231万円	1億6,243万円	8億5,252万円	15億3,726万円

※土地開発基金は定額運用基金のため、上記に含まれません。

財政シミュレーションからわかるように、歳入面では歳入のうち最も大きな割合を占める「地方交付税」は、歳出の「公債費」が増えるため、今後も同額程度が見込まれます。また、歳出面では、「普通建設事業費」が減少するため、決算規模も縮小が見込まれます。

(参照：次ページ：「(3) 公債費の状況」による)

ウ. 財政指標

	令和元年度 (実績)
財政健全化判断比率	7.2%
実質公債費比率	—
将来負担比率	—
実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—

(※1)「—」は、算定される比率が生じないことを示しています。

(※2)目標値は、生坂村第5次総合計画に基づく目標値を表しています。

平成26年度 (目標値)	(※2)
16.0%	
90.0%	
—	
—	

令和元年度 (目標値)	早期健全化基準
14.0%	25.0%
80.0%	350.0%
—	15.0%
—	20.0%

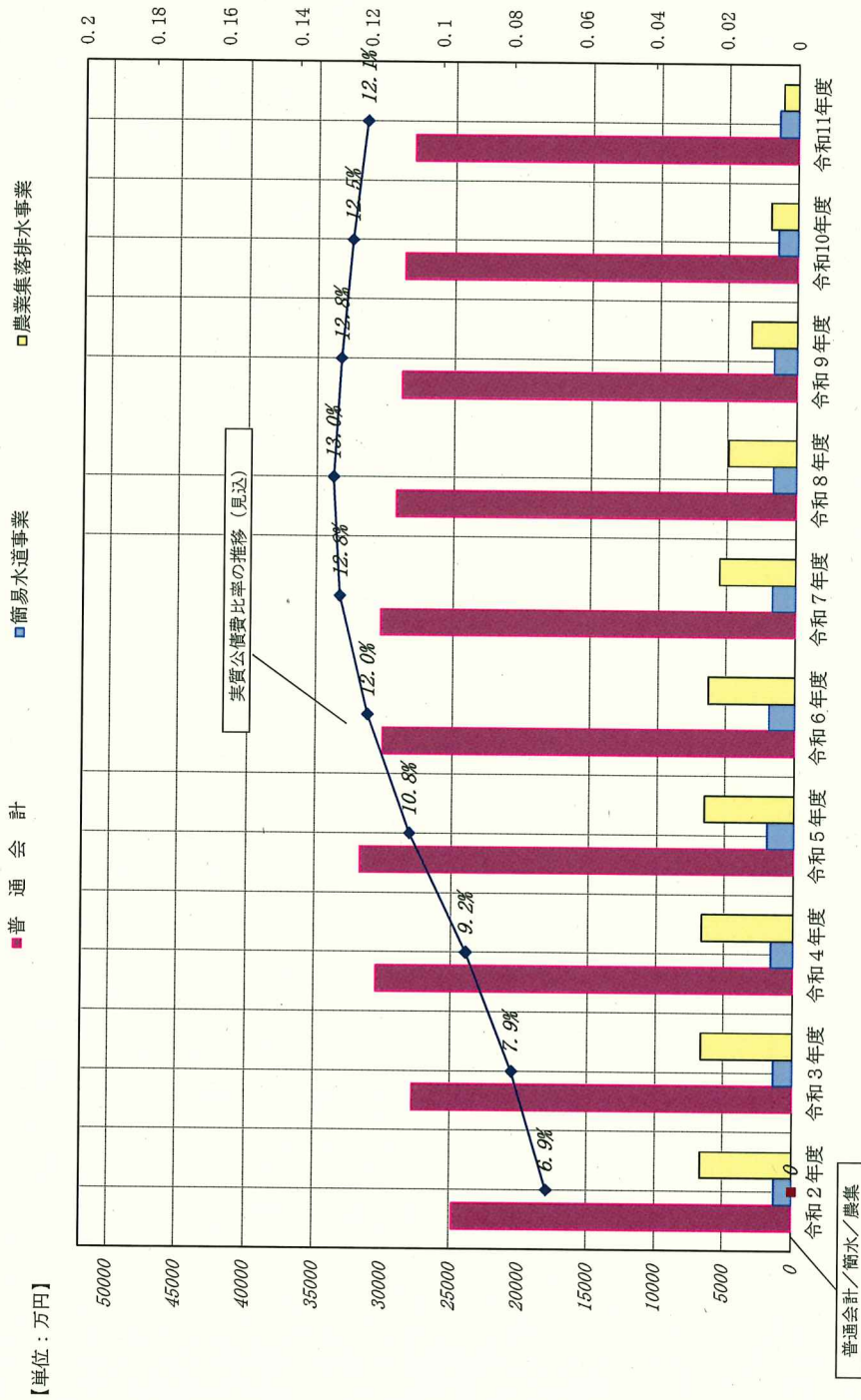
財政健全化判断比率では、第5次総合計画の目標値を下回る比率となっています。今後も、現在の比率を推移できるような経営健全の取り組みを進めていきます。

【財政指標に関する用語の説明】

- 財政健全化判断比率・・・地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、算定・公表が義務づけられた4つの財政指標を言います。指標が一定水準以上に悪化した場合、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定しなければなりません。
- 実質公債費率・・・一般会計等が負担する公債費や公債費に準ずる経費の、標準財政規模を基本とした額に対する比率の過去3年間の平均値を言います。
- 将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模を基本とした額に対する比率を言います。
- 実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を言います。
- 連結実質赤字比率・・・全ての会計を対象とした実質赤字、資金不足額の標準財政規模に対する割合を言います。

(3) 公債費の状況

◆ 公債費・実質公債費比率等の推移【R2年度～R11年度（10年間）】



1. 「実質公債費比率」は、財政健全化判断比率の指標の1つとして位置づけられています。(比率の基準として、18%以上：地方債発行許可団体、25%以上：一般事業等の起債制限となります。)

2. 「普通会計」は本計画の財政シミュレーションにより今後5年間の借入額として、償還額を計算しています。年々減少し続けてきた公債費は、平成27年度からの起債発行額増加に伴い令和2年度以降しばらく増加が見込まれます。大規模事業完了により過疎対策事業債は、令和3年度以降は1億3,500万円、臨時財政対策債は3,100万円として見込み、毎年度借入するものとし、令和11年度までの借入を想定しています。

会計 / 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
普通会計	2億4,803	2億7,770	3億441	3億1,669	3億115	3億253	2億9,184	2億8,825	2億8,646	2億7,940
簡易水道事業	1,276	1,379	1,610	1,928	1,851	1,688	1,688	1,688	1,406	1,366
農業集落排水事業	6,631	6,631	6,631	6,475	6,272	5,494	4,910	3,312	1,926	1,073

(単位：万円)

※将来的な償還額は、今後の借入状況や利率等により変動することが見込まれます。